

第1日目（3月4日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。ただいまから平成25年3月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため午後欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。なお、新潟日报社から写真撮影の許可願がありましたのでこれを許します。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議席番号8番・山田 勝君及び議席番号10番・佐藤剛君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る2月22日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程のとおり決定していただきました。つきましては、本定例会の会期は本日3月4日から3月21日までの18日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月4日から3月21日までの18日間と決定いたしました。

○議 長 ここで副市長から発言を求められておりますのでこれを許します。副市長。

○副市長 おはようございます。貴重な時間をお借りして申し訳ありません。今朝ほど議席のほうに配付をしておきましたけれども、議案それから資料等について追加、差し替え、訂正をお願いいたします。

1点目でございますが、急遽専決処分をさせていただいたことから、第3号報告の一般会計補正予算第6号を議席のほうに上げてございますのでお願いしたいと思います。差し替えでございますが、それに伴いまして第12号議案、これは第6号と一般会計になっておりましたが第7号でございますので、これを差し替えていただきたいと思います。と存じます。

それから、第37号議案の都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてということで、これも差し替えをお願いしたいと思います。と存じます。以上の関係から付議事件につきましても訂正が入りますので、これも差し替えをお願いしたいと思います。と存じます。

それから訂正でございますが、先ほど申し上げたようなことから市長の施政方針資料の、そこに記載がありますように、①の5ページの11行目、それから②の6ページの2行目、それから③の15ページ中段にむすびの表がありますが、付議事件が増えた関係でこの数値が記載のように訂正になっておりますのでお願いをしたいと思います。と存じます。

それから 16 ページの表題、これも先ほど申し上げました一般会計の補正予算 6 号が第 7 号になりますので、訂正をお願いしたいと存じます。それから 16 ページの 3 行目に補正後の予算額が 360 億 5,300 万円ほどと書いてありますが、これが 361 億 5,100 万円ほどというふうになりますので、これについても訂正をお願いしたいと存じます。

それから裏面になりますが、第 10 号議案の別紙がついておりますが、これにつきましても二重線で訂正をしてあるものを削除をお願いしたいと存じます。

それから第 24 号議案の病院事業会計の中段の目次でございますが、5、6、4、5、6 というふうになっておりますが、正しくは 4、5、6、7、8 の間違いでございますので、それぞれ訂正をお願いしたいと存じます。誠に恐縮でございますが、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議 長 日程第 3、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 4、市長施政方針及び行政報告を行います。市長。

○市 長 おはようございます。それでは施政方針等を述べさせていただきます。

平成 25 年 3 月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日ごろから市政発展のためにご尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意を表し感謝申し上げます。

ここで、平成 24 年 12 月議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げますとともに、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する私の所信を申し上げまして、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、保健・医療・福祉についてであります。

福祉につきましては、「第 2 期地域福祉計画」、「第 2 期障がい者計画」、「第 3 期障がい福祉計画」及び「第 5 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」この初年度に当たり、それぞれの計画に基づいて施策を実施しております。

高齢福祉関係では、昨年ほどの豪雪ではないものの 12 月のどか雪もあり、要援護世帯等を対象とした住宅除雪援助事業を実施いたしました。ここで、豪雪災害対策について若干、ここに記載ございませんけれどもご報告をさせていただきます。ご承知のように 2 月 22 日に災害救助法が六日町地域、大和地域に適用されました。同時刻に南魚沼市豪雪災害対策本部を設置させていただきました。そして 2 月 24 日には午後 1 時に県の災害救助条例、塩沢地域が適用になったところでもあります。それにあわせまして翌 2 月 25 日 9 時から第 1 回南魚沼市豪雪対策本部会議を開催させていただきました。2 月 22 日 15 時には地域振興局も豪雪対策本部を設置あるいは南魚沼警察署も豪雪対策警備本部を設置しております。

被害状況であります。これは 3 月 3 日現在であります。人的被害が重症 11 名、軽症 4 名、計 15 名であります。建物被害が 6 棟、全壊が非住家 2 棟、一部損壊住家 1 棟、非住家 2 棟、公共施設、消防本部の大和分署であります。これが消雪パイプの不具合によりましてその部分がちょっと欠損をしたということでもあります。

今日現在の積雪深でありますけれども、大和庁舎では 261 センチメートル、市のこの本庁舎でありますけれども 191 センチ、塩沢庁舎では 203 センチ、そのほかいつもでありますけれども欠ノ上地域が 298 センチ、それらそれぞれ 9 か所観測をしておるわけでありますけれども、その平均で 231 センチという状況になっております。

雪下ろし対策でありますけれども、今ほど触れました要援護者世帯の対策であります、要援護者世帯数は 2,327 戸ございます。その内除雪支援が必要な世帯数が 269 戸であります。全ての 269 戸全員の方が除雪を希望しておりました。現在、業者に依頼している世帯数は同じく 269 戸、対応している業者の数は 149 社。ほとんど終わっておりますが、まだ一、二ちょっと残っております。近日中に完了予定の世帯数 269 戸であります。269 の内訳は、大和地域で 57 世帯、六日町地域で 128 世帯、塩沢地域で 84 世帯とこういう状況であります。もう近日中に全部終わりますけれども、こういう状況でありました。

なお、雪下ろしボランティアの皆さん方もご活躍していただいております。登録数が 90 名余りでありまして、これまでに要援護世帯 2 棟の除雪を実施させていただきました。それから 3 月 2 日、3 日、昨日、おとといでありますけれども、除雪ボランティア「スコープ」が要援護者世帯 1 世帯の除雪を実施したということでありまして、災害救助法適用の豪雪対策につきましては以上であります。

また、本文に戻ります。そして、養護老人ホーム改築事業につきましては、基本計画のコンペを今、実施しております。年度末には採用案を決定する予定であります。

介護保険関係では、平成 24 年度介護基盤緊急整備事業といたしまして、石打地区に建設中の小規模多機能型居宅介護事業所 1 か所が 4 月 1 日に、六日町八幡地区で建設中のサービス付き高齢者向け住宅が 1 か所ありますが、5 月 1 日にそれぞれオープンをする予定であります。

また、地域主権一括法（第 1 次一括法）の関係で、介護保険の地域密着型サービスに係る人員、設備、運営等に関する諸基準を条例で定めることとなっております。本定例会に関連条例を提案いたしたいと思っております。

障がい福祉関係では、障がい福祉サービスの向上に向けまして、六日町地区に障がい者グループホーム 1 か所、浦佐地区に就労支援及び生活介護を目的といたしました多機能型通所施設 1 か所、そして総合支援学校内での日中一時支援サービス、これがいずれも平成 25 年度から開設をされることとなっております。

次に、教育・文化についてであります。

市立総合支援学校につきましては、校舎棟、体育館の工事もほぼ完了したところであります。学校の設置を決定してから 2 年という短い期間でありましたが、予定どおり 4 月の開校を迎える運びとなりました。これも設計段階から、保護者、小出特別支援学校の先生方、福祉団体、関係者の皆様からさまざまなご意見と大きなご支援をいただいた賜物でありまして、深く感謝を申し上げます。

城内・大巻・五十沢中学校の統合方針につきましては、教育委員会において検討を進めて

きたところであり、本年1月30日の総務文教委員会及び先般2月27日の議会全員協議会で統合案を発表させていただいたわけであります。この際にいただきましたご意見を踏まえまして、3月の教育委員会で最終決定をする予定であります。

図書館建設計画につきましては、昨年12月定例会で区分所有建物の買収契約案件に同意議決をいただきまして、建物と土地の一部買収を行いました。この1月には、平成25年度末までの工期で建設工事の発注を行い、着手したところであります。ショッピングセンター「ラ・ラ」内のテナントとの補償契約につきましては、医院を含めた9法人との契約を完了いたしました。今後、早期に完成後の運営計画を立て、大勢の皆様からおいでいただける図書館となるように進めてまいりたいと思っております。

大原運動公園整備事業につきましては、本年度中に野球場及び周辺工事の3分の1程度の出来高を達成する見込みであります。第1期工事のうちこの部分につきましては、平成25年度中に完成の予定であります。

次に、環境共生についてであります。

し尿・浄化槽汚泥等処理施設の老朽化と処理量の減少を受けまして、県の流域六日町浄化センターでし尿を処理するために関係行政区と協議を進めております。現在、地元から提出されました環境整備に関する要望事項について対応を検討しており、今後、平成30年度供用開始を目指して協議を詰めてまいりたいと思っております。

柵形山最終処分場の埋立協定期間につきましては、本年8月で満了となりますが、使用中の第2号穴——第2号の穴ということになります。これを引き続き利用させていただくよう関係行政区と協議を進めております。現在、地元から提出されました環境整備に関する要望事項について検討しているところであります。なお、第2号穴埋立完了後は、民間の最終処分場での処理を予定しております。

次に、都市基盤についてであります。

国土交通省の本年度補正予算では、日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づき、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野を重点として1兆8,801億円が計上されました。南魚沼市では、即効性のある継続事業を中心として、「インターチェンジアクセス道路等基幹的交通インフラ整備」、「通学路の安全対策」、「道路の老朽化対策」に8億2,380万円、国費ではその約半分以上であります。4億6,485万円を要望いたしました。この補正予算においては、追加される公共投資の地方負担が大規模であるため、地方の資金調達に配慮し、予算の迅速かつ円滑な実施ができるよう補正予算債による対応に加え、今回限りの特別措置として地方公共団体の追加公共投資の負担額に応じて配分する地域の、「元気臨時交付金」が創設をされました。この補正予算の事業は平成25年度に要望していたものの前倒しであり、景気対策からも早期発注に努めてまいりたいと思っております。

上水道関係では、本年度からの新たな取り組みとして、「コンビニ納付」を8月から実施し、料金納付の利便性向上を図っております。10月からは「福祉減免制度」を実施し、利用が進

んでいるところであります。また、工事関係では、一昨年の豪雨災害等による影響は一部にありましたが、管路工事等の改良及び拡張工事は順調に進捗をしております。

畔地浄水場の塩素注入設備更新工事では、工事中に水道水の中和剤として使用する「苛性ソーダ 20%溶液」約 1 立方メートルを、場外水路に誤って流す事故が発生しました。直接の被害は報告されておきませんが、周辺地域の皆様に不安を与える結果となり深くお詫びを申し上げますとともに、事故の再発がないよう取り組みを進めてまいります。

福島原発放射能漏れ事故により発生した放射能を含む脱水汚泥につきましては、浄水場内の保管を余儀なくされておりましたが、昨年 12 月までに全ての脱水汚泥を県外に搬出し、コンクリート原料あるいは埋め立てとして処理をすることができました。

また、環境・エネルギー対策として、六日町の地盤沈下区域において水道水による融雪実証実験を行い、現在、実験データの収集を続けております。

下水道事業につきましては、国の補正予算編成を受けて、平成 25 年度事業の一部を前倒しで実施することとし、事業費ベースで 4 億 4,120 万円の追加予算を計上いたしました。内容といたしましては、公共下水道事業は地震対策事業を、特環下水道事業では若葉町、余川、君帰、青木新田の一部区域の管路の整備及び上の原地区を流域関連公共下水道へ統合するための管路整備事業を実施するものであります。この補正予算の事業は全額未契約で繰り越しとなりますけれども、早期発注に努め、効果的な事業の促進と生活環境の向上を目指してまいります。

次に、産業振興であります。

はじめに農業関係であります。県内の平成 24 年産米の販売実績は、平成 23 年産米の一部地域での持ち越し在庫の増加等もあり、12 月末日現在の新潟県産コシヒカリは前年対比 68%と低迷しており、魚沼産コシヒカリについても 78%と苦戦を強いられている状況であります。

また、米の品質につきましても、8 月中旬からの異常高温や刈取り期のフェーン現象等の影響によりまして、大きく低下をするという結果になりましたが、幸いにも食味につきましては、引き続き高い評価をいただいております。

次に、商工観光についてであります。雇用環境につきましては、昨年末に安倍政権が誕生し、長引く円高、デフレ不況からの脱却を目指し、雇用や所得を拡大させる政策が行われてきております。外国為替市場は円安に推移し、株価も昨年 12 月から上昇傾向にあります。景気の動向は、まだ不透明な部分はありますけれども、国の政策に大きな期待をしているところであります。

全国の 12 月の失業率は、前月より 0.1 ポイント上昇して 4.2%と高い水準にあります。これは 3 月に発表された部分では失業率が改善をされているところであります。また、今春卒業予定の大学生の就職内定率は、昨年 12 月現在で 75%と前年同期を 3.1 ポイント上回り 2 年連続で改善いたしました。国では内定を得ていない大学生が約 11 万人に上ると推計しており、学生を取り巻く雇用環境も依然深刻な状況であります。

ハローワーク南魚沼管内の昨年 12 月の有効求人倍率は、季節需要もありまして 1.97 倍と前年同期の 1.60 倍を上回っておりますが、例年、春先以降になりますと 0.7 倍程度になっていく傾向がありまして、今後の雇用状況は決して楽観をできるところではございません。雇用対策は重要な課題として認識しており、新潟県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を実施して雇用の創出に努めるほか、企業情報の収集に努めてまいります。

有効求人倍率でありますけれども、例年 3 月に発表になるのが 1 月分ではありますが、例年ですともうゼロコンマになるわけでありますけれども、この部分については 1.25 と、県内でもやはり一番高いといたしますか、いい状況の数値を示しております。でき得ればこれが 2 月も 3 月もこういう状況が続くといいわけでありますけれども、予断を許さないということでもあります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

市の組織機構改革であります。多様化、高度化する行政ニーズに対応するため、福祉課を本年 4 月 1 日から「福祉課」と「介護保険課」に分課をいたします。

原子力災害対策につきましては、県内全市町村で市町村による原子力安全対策に関する研究会を組織し、連携しながら市民生活の安全確保のための取り組みを進めているところであります。本年 1 月 9 日には、昨年 2 月 9 日に締結した東京電力株式会社との連絡通報協定をさらに一步前に進め、市町村が直接、事業者にもものが言える、「東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定」を、原発立地自治体として既に安全協定を締結しております柏崎市、刈羽村を除く県内 28 市町村において東京電力と締結をいたしました。

地域防災計画につきましては、国が昨年 12 月 3 日に「原子力災害対策指針」を公表し、その後も具体的な基準等を定める改定作業に伴い、新潟県も昨年 8 月に修正した地域防災計画の原子力災害対策編の修正の検討を進めております。当市は、原子力災害対策に係る地域防災計画の策定を義務づけられる地域外の位置づけとなっておりますけれども、原子力安全対策を推進するために「原子力災害対策編」を新設するとともに、既存の「震災対策編」、「風水害対策編」、「資料編」の修正も合わせ、本年度中に素案を策定し、市民のご意見を伺った上で新年度早々に地域防災計画を改定する予定で作業を進めております。

本定例会に提案いたしました一般会計補正予算（第 7 号）につきましては、主な内容として、政府が 1 月 11 日に閣議決定しました、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受け、平成 25 年度に予定する公共投資の一部を前倒しで実施することといたしました。

主な事業は、Jアラート自動起動装置設置工事 1,118 万円、過疎集落等自立再生緊急対策事業 3,367 万円、県営土地改良事業 3,350 万円、橋梁、舗装、消雪パイプ修繕 3 億 7,980 万円、ロータリー除雪車購入 3,600 万円、道路新設改良 4 億 80 万円、耐震性貯水槽整備 1,650 万円となりまして、合計 9 億 3,365 万円を計上いたしました。

新市立病院整備費でエネルギー棟を先行して建設する計画でありましたが、その後の再検討におきまして本体と一体として整備することに変更したことから、7 億 9,276 万円の減額をさせていただきました。

病院事業におきましては、医師1人が病氣療養のため休診せざるを得なくなりました。このことを主な原因といたしまして、急激に収支見込みが悪化してしまい、年度末で資金不足が生じる見込みとなったことから、資金不足解消のため補助金1億4,400万円を追加計上いたしました。

合併振興基金につきましては、精査の結果、基金分の合併特例債の発行が可能であることが判明いたしましたので、合併特例債13億4,510万円と県貸付金7,070万円を追加発行し、一般財源と合わせて14億1,590万円を将来に備えて積み立てすることといたしました。

歳入では、法人市民税において、予算額以上の収入が見込まれることから6,000万円を追加いたしました。その他、歳入歳出とも今後の執行見込みにより所要の額を追加計上、あるいは減額補正をさせていただいたものであります。

以上によりまして、歳入歳出12億1,722万円を増額し、総額で361億5,141万8,000円となります。

年度内に支出が終わらない見込みがある29事業、26億7,258万2,000円につきましては、翌年度に繰り越して執行することができるよう繰越明許費を計上いたしました。

次に、平成25年度当初予算編成に当たり所信の一端を申し上げます。

本年1月28日に閣議で了承された国の経済見通しによりますと、「平成25年度の我が国経済は、世界経済の緩やかな回復が期待される中で、日本経済再生に向けた緊急経済対策の諸施策を推進することにより着実な需要の発現と雇用創出が見込まれ、国内需要の主導で回復が進む。物価につきましては、消費者物価上昇率は0.5%程度になると見込まれる。完全失業率は、雇用者数が増加することから低下することが見込まれる。こうした結果、平成25年度の国内総生産の実質成長率は2.5%程度になると見込まれる。」というふうになっております。

政府といたしましては、平成25年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとし、いわゆる「15か月予算」として編成することとしております。これにより切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレからの早期脱却及び成長力の強化を図るとの編成方針のもと、一般会計総額92兆6,115億円の政府案を作成しました。

また、平成25年度地方財政対策におきまして、「地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を平成24年度と同水準を確保した」とし、平成25年度地方財政計画——これは東日本大震災分を除きますけれども——これによりますと、地方交付税は減額するものの、個人市民税の増収などによる地方税の増、地方譲与税・地方特例交付金の微増、臨時財政対策債の増などにより地方の一般財源総額を前年度対比0.3%増と見込んでおります。

我が市におきましても、国の緊急経済対策に呼応し、本年度補正予算において平成25年度予算の前倒しを行うとともに、公共工事の速やかな発注等に努めてまいります。

平成25年度予算では、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害から3年目となりますので、まずもって被災箇所の災害復旧を確実に完了させたいと思っております。そして、合併事業

として市民の待ち望んでおりました大型事業の着実な推進に努めてまいります。

一般会計予算編成方針で、1として豪雨災害復旧事業の完了、2といたしまして保健医療体制の整備、子育て支援、高齢者福祉の充実、3番目といたしまして学校教育の充実、4番目、地盤沈下対策、新エネルギー普及推進、一般廃棄物処理施設の広域化、5番目で、安全で快適な道路環境の整備、6番目といたしまして農業及び観光の振興、雇用の促進、7番目といたしまして財政の健全化、消防防災対策の強化を重点施策として編成いたしました。総合計画実施計画を踏まえ、予算編成の方針として定めた重点施策の予算化は行えたものと考えております。

以上によりまして、平成25年度予算総額は309億300万円、前年度当初に比して14億4,900万円減、比率にして4.5%の減となっております。

次に、平成25年度の主な事業概要についてご説明申し上げます。

第1が保健・医療・福祉であります。はじめに保健関係でありますけれども、「いきいき市民健康づくり計画」を柱に、市民一人一人が主役となり実践しながら「自分の健康を自分でつくるための健康施策」を展開してまいります。

第一といたしまして、健(検)診及び保健指導の充実による生活習慣病等の予防や、がんの早期発見に努めます。特に特定健診第2期初年度に当たり、市民への健(検)診の意義と必要性、さらには食生活をはじめ生活習慣改善の重要性など正しい知識の普及啓発による受診率の向上とともに保健指導の充実を図ります。また、地域の医療機関との連携による重症化予防にも取り組んでまいりたいと思っております。

第二といたしまして、予防接種事業及び母子保健事業の充実を努めます。予防接種につきましては、被接種者及び保護者等への健康教育を通じて、正しい知識の普及啓発と接種率の向上、さらには有効なワクチン接種による予防接種助成事業の充実を図ります。母子保健事業では、不妊治療や妊婦健診への助成を継続するとともに、乳幼児健診やその後の療育支援の充実など健全な子育てに資するための施策を推進いたします。

第三といたしまして、自殺予防対策に引き続き取り組みます。県をはじめ関係機関との連携を強化しながら、家族及び地域住民の理解により予防へとつながる事業を進めてまいります。また、健康推進員、食生活改善推進員や筋力づくりサポーターの力をお借りいたしまして、地域での健康づくり施策を推進いたします。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の高齢化と経済情勢の低迷の影響から厳しい運営が続いております。昨年度及び本年度は当初予算に法定外繰入金を計上いたしましたが、新年度当初予算の段階では法定外繰入金を計上しておりません。新年度の税率算定時に、本年度執行状況等を再精査の上で対応を決定したいと考えております。

後期高齢者保健事業では、新潟県国保連の長寿・健康増進事業を活用して肺炎球菌ワクチン予防接種及び人間ドックへの助成を行います。

次に福祉についてであります。高齢福祉関係では、要援護者の見守り活動をはじめ児童から高齢者まで対象とした幅広い福祉活動で、地域を支えていただいている民生委員・児童

委員並びに主任児童委員の皆様が、本年 11 月 30 日をもって任期満了となることから、行政区長及び現委員と連携しながら、次期委員の選任について準備を進めます。さらに社会福祉協議会、シルバー人材センター及び老人クラブなど関係機関との連携により地域福祉の推進に取り組んでまいります。

災害に強い安全と安心のまちづくり取り組みとして、災害時の被害軽減につなげるため、引き続き災害時要援護者台帳の整備を進めてまいります。

養護老人ホーム魚沼荘の改築事業では、平成 26 年度からの改築工事に向けて実施設計及び用地買収を計画しております。

介護保険関係では、特別養護老人ホームの待機者解消が課題となっておりますが、介護保険事業計画に基づき施設整備を進め利用定員の拡大を図ります。社会福祉法人石打福祉会が石打地区に建設中の小規模特別養護老人ホーム 29 床は、本年 9 月 1 日開設に向けて順調に進捗しております。ここにはショートステイ 20 床も併設することとなっております。このほか、小規模多機能型居宅介護 1 か所が宮地区で建設に着手する予定となっております。宮地区は場所は若干変わるかもわかりませんので、あらかじめ申し上げておきます。

障がい福祉関係では、社会福祉法人桐鈴会が浦佐地区に 4 月 1 日に開設する就労支援及び生活介護を目的とした通所施設「工房とんとん」の隣に重度の方も対象とした障がい者ケアホーム・グループホーム 1 か所の開設を予定しております。

福祉関係につきましては、刻々と変わる制度に対応しながら、複雑かつ多様化するニーズに応え、住民の福祉向上を進めるために関係者との連携を密にしながら事業を推進してまいります。

子育て支援関係につきましては、昨年、子ども・子育て関連 3 法が成立したことにより、市町村は、保育の実施者としての義務が付与され、多岐にわたる役割と大きな責務を負うことになりました。今後も国の動向を注視しながら、次代の社会を担う子どもたちの健やかな育ちに資するための適切な支援を行ってまいります。

保育園及び学童クラブにおける安全・安心な保育環境の整備と保育の質の向上を図るために、保育士や指導員の研修、講習会等を開催するとともに、保育用品や玩具、感染症対策用備品等の整備など、あるいはそれらも含めてきめ細かな子育て支援事業を進めてまいります。

学童保育施設の整備といたしまして、藪神小学校体育館に学童クラブを新設するため改修工事を行い、浦佐認定こども園内の「大空クラブ」に通所をしております藪神地区の学童の受け入れを行います。

保育園の施設整備につきましては、トイレの改修あるいは夏場の猛暑に対する空調設備の対応など、園児の健康管理に適切な対応を図ってまいります。

昭和 43 年にへき地保育所として開設され、昭和 52 年に現在の場所に移転して以来、45 年の長い歴史に幕を閉じる余川保育園の園児を承継します「むいかまちこども園」では、4 月の開園に向けてスムーズな受け入れができるよう、万端の準備を進めていただいております。

子ども医療費につきましては、先進的な取り組みをしてまいりましたが、今後も市民のニ

ーズにあった支援、助成のあり方等について検討してまいります。

第2 教育・文化についてであります。

市立総合支援学校は、開校式及び入学式を4月10日に挙行いたします。南魚沼市の特別支援教育の充実を願い、新たな舞台で大きく羽ばたく子どもたちの笑顔あふれる学校づくりに努めてまいります。

小・中学校に設置しております特別支援学級につきましては、個に応じた支援教育が深まり、対象児童生徒の増加に対応するため介助員を増員し、一層の充実を図ってまいります。

城内・大巻・五十沢中学校の統合につきましては、教育委員会の方針を決定し、4月から小・中学校の保護者や関係地区民の皆様への説明会を通じて、合意形成を図ってまいりたいと思っております。

学校の施設整備につきましては、引き続き大規模改造工事に取り組んでまいります。また、昨年のような猛暑への対策として、3か年計画で全ての小・中学校の普通教室に扇風機を設置してまいります。

大原運動公園多目的グラウンド整備につきましては、平成25年度中に発注し、平成26年度に完成予定であります。平成25年度末で現指定管理者の契約期間が終了するため、大原運動公園の指定管理のあり方についても検討し、早期に方針を決定いたします。

本年8月29・30日に、「人が集い、人が育ち、地域が元気になる公民館をめざして」を大会テーマに、関東ブロック公民館研究大会が南魚沼市と湯沢町を会場に開かれます。11都県の公民館・社会教育関係者に南魚沼市を紹介する絶好の機会と捉え、準備を進めてまいりたいと思っております。

社会教育課文化振興係が市民会館に本年4月に移るため、大和公民館には運営のため職員を配置いたします。また、図書館の平成26年度オープンに向け、運営に支障がないよう司書資格を持った職員を配置して準備いたします。

子ども・若者支援につきましては、発達の気になる子どもへの支援として、乳児健診時の発達相談、乳幼児に対する遊びの教室及び保育園、幼稚園、こども園等への巡回訪問相談を定期的に行い専門的な支援を実施いたします。

また、ニート・ひきこもりの若者には、居場所活動のプログラム開発と実施によりまして就労前支援・社会参加支援を展開してまいりたいと思っております。

第3の環境共生であります。

地球温暖化防止及び自然エネルギー利用促進等を目的に、平成25年度に太陽光発電システム設置費補助金制度を創設いたします。制度の周知を図るとともに、省エネルギー、節電意識の醸成にも努めてまいります。

第4に都市基盤についてであります。

国土交通省の平成25年度の予算額のうち公共事業関係は4兆4,891億円であり、対前年度比では1.14倍の予算が確保されたところであり、これには大規模災害の発生やインフラの老朽化などから、国民の命と暮らしを守るインフラ整備が大きな課題であり、平成24年度

補正予算と一体となって基幹的交通インフラ整備の推進を図り、我が国の成長のための基盤を強化するものであります。

国道 17 号六日町バイパスは、基幹病院を中心とした医療再編に伴う新市立病院建設に合わせ、暫定供用区間を延長すべく県道平石西ノ裏線から市道杉ノ島線までの工事促進と余川地内の主要地方道十日町六日町線から国道 253 号までの用地測量が実施され、用地買収に向けた準備が進められます。浦佐バイパスは、昨年 12 月に一部供用開始されました県道雷土新田浦佐線から魚沼市側の約 1.8 キロメートルが平成 26 年度供用開始に向けて工事が進められます。八箇峠道路につきましては、昨年 5 月の爆発事故を受けて、現在、専門家による「八箇峠トンネル事故に関する調査・検討委員会」において、事故再発防止に向けて検証が行われております。市といたしましては、十日町市八箇から野田インターまでの平成 29 年度供用に向けたスケジュールに遅れが出ないように調整を取りながら事業の進捗に協力してまいります。

県事業につきましては、特に本年度から整備を進めてきております十二沢川の床上浸水対策特別緊急事業につきましては、補正予算と合わせた多額の事業予算が見込まれ、事業の進捗が大幅に進むものと期待しているところであります。

市の公共事業では、社会資本整備総合交付金事業として道路改築・交通安全・舗装修繕など、7 億 2,200 万円——これは国費が 4 億 2,230 万円であります——これを要望いたしました。また、引き続き「住宅リフォーム事業」を実施し、地域経済の活性化を図ってまいります。

安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、修繕・改善・建て替えなど既存の公営住宅を有効に活用できる中長期的な維持管理計画であります「公営住宅長寿命化計画」を策定し、公営住宅の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ってまいります。

上水道関係では、水道事業に求められる「安全で安心な水の供給」を安定的に進めるため、「水道ビジョン」の見直しを行い、水道施設の適正規模化、施設や水利の多目的利用の推進、緊急・非常用水源の確保と危機管理体制の強化などを図ってまいります。

また、事務事業の点検をさらに進め、コストの削減と業務委託の推進、実施事業の厳選など、積極的に経営の効率化を図ってまいります。

下水道関係では、平成 25 年度国土交通省下水道関連の予算は、社会資本整備総合交付金として 1 兆 9,490 億円、対前年比 1.35 倍となっております。

当市の平成 25 年度予算は、本年度補正予算での前倒しがあったことから前年度比 7.1% 減となっておりますけれども、この補正予算と一体として市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全に向け面整備を進めてまいります。

また、昨年度創設いたしました下水道接続促進事業の継続によりまして、水洗化率の向上に向けた取り組みを進めるとともに、引き続き長寿命化計画に基づき大和クリーンセンターの設備更新のための基本設計と施設の耐震診断を行います。

維持管理経費のコスト削減対策として、上の原処理場を流域下水道へ編入いたします。また、農業集落排水におきましては、下水道事業計画の変更に合わせて施設の財産処分申請を行

います。

生ごみ処理の一手法として、直接投入型ディスポーザーの使用許可について、一部地区で先行実施を行いたいと思っております。

次に、産業振興についてであります。

はじめに農業関係であります。米の生産数量目標であります。米の消費量はほぼ一貫して低下を続け、国民1人当たりの年間消費量は、平成20年に60キログラムを割り込んで以降、平成23年には57.8キログラムにまで減少いたしました。

このため、国は平成25年産米の生産数量目標を平成24年産米より2万トン少ない791万トンに設定し、各県に配分を行いました。

その結果、新潟県への配分は54万5,670トンとなりまして、前年に比べて2,910トンの減少となりましたが、県からの当市に対する配分は、2万1,423.18トンとなり、前年比187.97トンの増加となりました。

配分量の増加につきましては、昨年6月末の在庫量の増加率が県内の他地域に比べ低かったことが大きな要因となっておりますが、消費者の低価格米志向や米の需要の減少傾向に歯止めが掛かったというわけではありませんで、安全安心はもとより、食味や品質の向上によりまして、南魚沼産米のブランド化の一層の推進が求められております。

今後は、市からの生産数量目標の配分に基づき、市内2つの農業再生協議会から農業者の皆様へ配分することになりますが、ご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

昨年度から本格実施となりました「農業者戸別所得補償制度」につきましては、昨年末の総選挙による政権交代によりまして、経営所得安定対策と名称を変更することとなりますけれども、平成25年度につきましては、同様の制度内容で実施される予定となっております。今後の制度内容の変更等を注意深く見守りながら、農業者の所得安定に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、豪雨災害によります農林施設災害復旧についてであります。災害から2年目となりまして、できるだけ早期の復旧を目指してまいりましたが、法面長大の箇所や他事業との関連等から、未復旧箇所が残っております。平成25年度中に完了すべく進めてまいります。

農地・農業用施設災害につきましては、平成25年度中の完了を目指すため、地権者の皆様と協議をしながら、昨年、仮畔で作付けして復旧できなかった農地を、平成25年度は作付けを休んでいただく等の対応で、早期復旧を図っていきたくと考えております。

また、吉里、外谷、思川地区の災害関連区画整備事業につきましては、外谷地区では地すべり等によりまして工事が遅れておりますが、吉里、思川地区につきましては一部作付けができる見通しとなっております。

商工業関係では、「ご当地グルメでまちおこしの祭典！B-1グランプリ」など食による地域おこしが盛んになってきております。昨年、牧之通りで開催されました「国際ご当地グルメグランプリ」には、大勢のお客様からおいでいただき好評を得ました。新年度においても「南魚沼きりざい井」など食によるまちおこし、それからイベント・誘客を推進してまいり

たいと思います。

次に、商業振興であります。ショッピングセンター「ラ・ラ」内の図書館建設に伴い、ワークショップの手法を用い、地域の皆様・地元商店街・商工会などの関係機関と連携し、中心市街地の活性化に取り組んでまいります。

観光振興では、昨年、観光交流拠点施設としてオープンいたしました道の駅「南魚沼」を中心として市の観光情報発信の充実を図るとともに、特色ある施設づくりを進めることで「今泉記念館」、「四季味わい館」、「たっぼ家」、「憩いの広場」を、今以上に多くの皆様から利用していただけることを目指してまいります。

今後も地元の皆様、県及び関係機関等で検討を行い、南魚沼市を県内外にアピールしてまいります。

第6 行財政改革についてであります。

昨年度に改定いたしました南魚沼市行政改革大綱に定めた体系に沿って具体的な取り組みを整理したアクションプランに基づき、改革の推進と進行管理を行います。

6年目に入ります地域コミュニティ活性化事業は、市内12地区の各地域づくり協議会からさまざまな活動を実施していただいておりますが、新年度からは、六日町地区でも基礎事業への取り組みが開始され、全地区で基礎事業及び提案事業が実施されることとなります。

さらに、各地域での地区センターの開設時間を拡大統一し、地域への一層の定着化と活動の活性化に向けた体制強化を進めます。また、基礎事業に追加配分枠を新設し、地域のニーズに早期に対応できるようにいたします。これによりまして、地域に密着した主体性のある地域づくりが促進されることを期待しているところであります。

3年継続で実施してまいりました消防庁舎新築事業は、本年度で第1期工事の全てが終了いたしました。平成25年度は、第2期工事として旧県道の買収を行い、訓練塔建設と外構工事で全ての事業が完了となる予定であります。また、消防救急デジタル無線につきましては、平成25年度実施設計を行い、平成26・27年度に整備を実施し、さらなる消防救急体制の充実強化を図ってまいります。

平成25年度におきます職員給与の取り扱いであります。政府の要請は、東日本大震災を契機として、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっており、これらの課題に迅速かつ的確に対応するため、地方公務員の給与についても、国家公務員給与を平均7.8%削減している措置に準じて、本年7月から必要な措置を講ずるよう求めているものであります。

国では、各団体一律に現状から7.8%の削減を求めるものではなく、ラスパイレス指数を100にということではありますが、現状での市のラスパイレス指数は、昨年4月現在の数値で国の特例措置前が93.2、措置後では100.8であり、0.8上回っているという状況であります。

これらを受けまして全国市長会をはじめ、地方六団体では、地方交付税を給与削減等の政府の政策誘導手段として使用する、このやり方には、地方分権の根幹に関わる問題でもあり、併せて財政自主権を侵害するといたしまして、遺憾に堪えないという立場をとり国と協議を

続けているところであります。

当市では、平成 18 年度から 3 年間、財政健全化計画の中で 5 % の給与削減の実施や、合併から 100 人を超える人員削減を行い、先んじて総人件費の継続的な削減に努めているところであります。

この取り扱いについて、新聞報道によれば都道府県と政令指定都市の 8 割超が検討中というところであります。また、現段階では、全国市長会の協議結果に足並みをそろえるべきという思いから、今は判断を留保し、必要に応じて臨時会または 6 月定例会でお願いすることといたしまして平成 25 年度予算編成では、通常ベースの計上をさせていただいておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

また、退職手当制度の見直しでありますけれども、当市が加入しております新潟県市町村総合事務組合では、国及び県の改正に準じて退職手当支給条例及び同規則の所要の改正を本年 4 月 1 日から行いたい旨、2 月 18 日の組合議会で話がありました。各動向が現時点では未定でありますけれども、3 月に臨時組合議会を招集して見直すという予定でありますので、併せてご報告申し上げます。退職手当につきましては勤務年数によりますけれども、その最高支給率は、現状では 59.28 月、改正によりまして 49.59 月、9.69 月の削減これに改められる予定であります。

以上、新年度を迎えるに当たり、主要な施策について概要を述べさせていただきました。

昨年末の政権交代によりまして、国の政策が大きく動いてきております。日本経済再生に向けた確固たる意志を示します「アベノミクス」と呼ばれる政策方針は、超円高の是正、株価の上昇など、早くも効果を表し始めておりますけれども、大規模な補正予算、さらに再生へ向けた本番となります新年度予算で、その政策が本稼働することとなります。我々基礎自治体への影響は、まだ詳細にはつかめておりません。この部分がまだいっぱいありますが、新年度の市事業へは十分反映できておらない部分もあります。バブル経済崩壊以降、本当に長い間苦しんできた日本経済、地域経済が、今度こそ再生に向かうということに期待を持たずにはおられません。市も国の政策に遅れることなく、地域経済再生に向けて積極的な施策を進めてまいりますので、引き続き議員各位及び市民の皆様の温かいご理解、ご支援をお願い申し上げます。

むすびといたしまして、今議会に提出しました案件は 36 件であります。うち条例 14 件、予算 13 件、その他 9 件となっております。十分ご審議を賜りましてご決定くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長 以上で市長施政方針及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第 5、報告第 1 号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・井上智明君の報告を求めます。

○井上議会運営委員長 それでは 12 月定例会において本委員会に付託された継続調査の件についてご報告をいたします。

調査の状況であります。期日が平成 25 年 2 月 22 日であります。委員の出席状況は 6 名、

2名欠席でありました。そのほか正副議長からも出席をいただいております。内容ですが執行部から副市長、企画政策課長、総務課長、財政課長の出席を求めまして、3月定例会の会期及び議事日程と議会運営に関する調査を行いました。

調査事項は1として3月南魚沼市議会定例会の運営についてでありまして、(1)の付議事件の概要から(8)の退職者の挨拶まで記載のとおりであります。

2として閉会中の議会運営委員会の開催について、3としてその他であります。その他の中で南魚沼市議会の会議規則37条による委員会付託の件が協議されまして、今後、継続してこの件については調査をしていくことということになりました。

さらに2回目として本日3月4日に8名全員の出席を求めまして調査が1件ありました。正副議長からも出席をされております。執行部から副市長の出席を求めまして、3月定例会の付議事件の追加に関する事務調査、検討を行っております。以上であります。

○議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 総務文教委員長・関昭夫君の報告を求めます。

○関総務文教委員長 総務文教委員会の閉会中の事務調査につきましてご報告を申し上げます。調査期日は平成25年1月30日、委員全員出席のもと、また議長からも出席をいただきまして調査を行いました。調査につきましては執行部から担当の方々の出席を求め、現地調査及び事務調査を行わせていただきました。

まず、調査事項であります。市民センターの活動状況についてであります。このことにつきましては、大和、塩沢、両市民センターにお伺いをしまして、業務内容等の説明を受けた中でセンターの課題と問題点等について調査をさせていただきました。特に市民センターはワンストップということを目指して掲げ業務を進めておるところであります。説明の中でなかなか全てのものに対応できていないということで、極力頑張っているというような話がありましたし、また、施設の老朽化への対策等の課題があるという説明がありました。

次に今後の教育行政についてということで、教育長が交代されましたので教育長の所信並びに課題となっております六日町地域の3中学の統合等々の調査を実施させていただきました。教育長は前遠山教育長の進めてきた教育行政をまた継承して、さらなる展開を図っていきたいというようなことをございましたし、3中学の統合等につきましては、先の全員協議会で説明のあった内容について、説明を受け意見交換をさせていただいたところでありました。また、市立図書館等の整備につきましても説明がありました。

その他といたしまして、消防本部から消防無線のデジタル化についての概要説明、それから総務課長から積雪の状況等についての説明がありました。以上で報告を終わらせていただきます。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。2つほどですが、まず今後の教育行政についてという報告の7ページのところで上段でありますけれども、特に力を入れたいの
は、「中学3年生子育て教育」「幼保小中連携強化」「学社連携・融合」であるという部分があり
ますけれども、この部分についての平成25年度予算の中でこういうふうなものをしていく
のだという説明があったかどうかを1点伺います。

もう1点は11ページの消防無線のデジタル化についてでありますけれども、下段のほうで
総事業費約6億5,000万円となっておりますけれども、現在行われている市のデジタル防災
無線との割り込みと申しますか、そういう部分についての連携について、こうなるのだとい
うような部分が説明あったかどうか。あるいは質疑があったかどうかの2点をお伺いします。

○関総務文教委員長 まず、教育行政のほうの教育長の話ですが、具体的な取り組みへの
言及はございませんでした、その時点では。

それからデジタル無線のほうですが、これも概要の説明だけで防災無線等々の割り込みと
かそういうことにまでは言及がありませんでした。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・山田 勝君の報告を求めます。

○山田産業建設委員長 それでは産業建設委員会に付託されました調査についてご報告い
たします。平成25年1月29日火曜日であります、委員8名全員の出席、議長からも出席
いただきました。そして執行部のほうから関係部長、課長さん方の出席をいただきました。
なお、調査項目4番の雪国観光圏について及び5番の米穀情勢とJAの販売戦略につきまし
ては、関係する参考人を――後ほど説明しますが参考人の出席を求めて調査をいたしました。
それでは調査内容に入ります。

1番、水道水による融雪について、現地調査を含めて行いました。現地を見まして導入さ
れた機器、やはりなかなか調整がうまくいかないということで温度が上がらない。そして漏
電部分がありまして機能が十分発揮できないというような状況で、水道水による部分、水道
水のみによる融雪の測定を含めて現地で行っているといったような説明がありました。

質疑につきましては2つ目ですね。試作機の改良について今後実用化できる段階までやる
考えがあるのかという質疑がありまして、市が主体となって地盤沈下区域内での融雪対策を
進めていかなければならないこう考えていますので、そこまでしたいと考えているといっ
たことで、地盤沈下対策を進めていくというその一環であるということが強調されておりました。

続きまして2番であります、水道ビジョン（素案）についての調査を行いました。水道
会計の財政状況の悪化、それから設備更新と人口減少等に伴う設備の縮小、それから1昨年

の豪雨災害への対応、そういった観点から水道ビジョン策定後4年ではありますが見直しをしなければいけないといったことで内容について説明を伺いました。

その後質疑を行いまして、5ページ中段ですが、集中排水方式からブロック別排水方式に緩やかに移行したいと言うがという質疑に対しまして、集中排水方式を全くやめてブロック排水方式にすればコスト面では非常に有利になると思うが、今の段階ではその試算はできない。浄水場機能は2系統から1系統にして維持していかなければならない。あくまでも深井戸を掘り水源を見つけるのは災害対策を優先していくためである。最終的には緊急水源を常用化する方策と、浄水場をどこまで縮小できるかを模索していかなければならないという水道事業の方向をここに述べられておりました。

続きまして6ページですが、道の駅「南魚沼」の入り込みについて。資料が添付されておりますが、そういった資料に基づき状況について説明がありました。質疑1点だけ6ページの最下段、アートステーションの宣伝が非常に弱いと思うが、という質疑に対しまして、回答が2月1日からは直売所のレシートで入館料が割引になるサービスを開始する予定であるということでありました。

続きまして雪国観光圏につきまして調査を行いました。参考人といたしまして湯沢、温泉旅館であります「HATAGO井仙」さん、そこの代表取締役であります井口様——雪国観光圏のプランナーとして活躍されております井口様から資料に基づき詳しい説明をいただきました。その中で観光庁においても雪国観光圏という事業はトップモデルだと、高い評価を受けているということ。雪国を横文字にしますとスノーカントリーということで、湯沢とか長野とかそういった個別名ではなくて全世界にすぐに通用するブランドということです。非常にイメージ的に直接的に発想できるようなイメージとしてブランドができるということで、これから雪国文化に誇りを持って見える形で伝えて、子どもの代に築いていくのだという熱い言葉で話されておりました。

ただ、非常に熱心に説明していただきまして、次の5番の調査項目にやはり参考人を予定しておりましたので、時間の関係で質疑についてはお受けできなかったのが少し残念ではありましたが、そういったことで調査を実施いたしました。

続きまして5番ではありますが、米穀情勢とJAの販売戦略について。JAしおざわ宮田営農課長様、小林米穀課長様、JA魚沼みなみ野澤米穀課長様より説明をいただきました。今年の作柄につきましては高温で品質が非常に悪かったわけですが、食味に関しては良好であると。先ほど市長施政方針の中にもありましたが、平成23年産米から平成24年産米への切りかえが遅れたといったことで苦戦している部分は確かにあるが、販売戦略としましては、精米販売の拡大により力を入れていきたいと。個々の細かいお客様を大事にしたいというような説明をいただきました。また、高温に耐え得る品質もこれからいろいろ指導等を行いながらやっていかなければいけないというようなことも伺いました。

質疑につきまして11ページ中段、TPPに対して農協の考えはというのがございました。農協全体として反対ということでまとまっていきたいというお話をいただきました。

次 12 ページですが、ディスポーザーと下水道の不明水につきまして。ディスポーザーについて今後仮に 30 パーセントの普及率で設置をされた場合のごみ処理の軽減、下水道の処理費の増大というその差額で、約 400 万円のコストが増えるだろうと試算をされているということ伺いました。ただ、コストが高くなっても導入を進めるとする市の方針、市長の説明もありましたので、県からは調査だけではなく不安な面があるので、市で実証実験をしてほしいという回答があったということでもあります。今後、条例を改正、機種選定などのスケジュールを組み、導入について準備を進めたいという説明がありました。

不明水につきましては、昨年 12 月の補正によりまして対策費が計上されたことで、原因をつきとめ 3 年計画である程度の補修をした中で、再度調査をしていくということが述べられておりました。調査内容については以上であります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 点だけお聞きします。雪国観光圏のことで質疑がなかったというふうに書いてありまして、ちょっと残念だったなと思ったのです。実は 1 月ごろだったかこれについてのテレビ放映を見てちょっと話をしたときに、ある旅館組合の方が「湯沢主導だよ」というふうに感想を述べておられたもので、担当委員としてももう少しそういう時間の配慮があったらよかったかなと思ったのです。質疑は全然ないという感じですか、それとも時間の関係でと今、委員長おっしゃいましたけれども、どういうことなのかお聞かせください。

○議 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 お答えいたします。非常に熱心にプロジェクターを活用されて説明していただきました。そして聞き込んで調査を進めていく段階で、どんどん時間が進みまして、誠に質疑もやりたかったのですが次の参考人の方がお待ちでしたので、申し訳ないのですが質疑をお受けできない状況でありました。以上です。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 水道水融雪についてですが、委員会で多分、今回初めての調査だと思うのですがけれども、現実的に可能性があるのかどうかというあたりを、どう探られたかちょっとお聞きしたいのです。なぜならば、魔法のような話かなという気がします。既に実証実験をされて提案されているのかどうかというあたりがちょっとわからないのですが、その辺はどういった導入で始まったのかひとつお聞きします。

それから・・・（「産業建設委員長」と叫ぶ者あり）ちょっと待ってください。水道ビジョンについてですが、私は一般質問をしようと思っているのですがけれども、委員会としてこのビジョンは、今までのやってきた水道事業を根底から覆したビジョンというふうはこの報告書を見て思ったのですが、そういった議論というのはないわけですか。ひとつその点をお聞きいたします。

もう 1 点です。ディスポーザーについてですが、私は県が実証実験をしていただきたいというのは、県の懸念というものについての的確に把握しておかなければ、どういった実証実験

をしてどう結果を出すかということは、ちょっと市の方針と県の実際今までやってきたものとの整合性というのはそこでなくなるわけです。そういう点ではどういう形で実証実験というのが行われるというふうに委員会では調査をされたのかひとつお聞きします。

○議 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 お答えいたします。まず1点目、融雪に関する魔法のような機械ということですが、導入に至ったところの確かに質疑がありました。その中で1グラムの雪を溶かすには80カロリーの熱が必要であります、雪を解かすには……。失礼しました。膨大な熱源が必要になります、どういったことで導入に至ったかという質疑がありまして、答弁の中で革新的なものがあったのかと思った。もう既に本体ができ上がっていて、その実証実験ということで、実証機であるということで導入されるということで導入したという経緯があります。

ただ、目的は今回は大きな駐車場に敷設したわけですが、地盤沈下区域の住戸に対する車庫の出入口、もしくは能力があれば軒下の融雪と、そういった目的で導入したということありますので、その発熱体でそう多くない水量で、そう高い温度でなくて、流量さえ確保できれば間口程度は可能ではないのかなというような感覚、考えで進めているようです。そういう調査の感覚を受けました。

2つ目につきまして水道ビジョン。全く違う方向性という話ですけれども、確かに今までは浄水場2系統を続けていくのだという方向であったかと思いますが、現在3基ある非常用の井戸、これから9基井戸を掘って全13基とすると災害時全ての市民に水が供給できるといったこと、後ほど緩やかにそれに移行したいというような報告を受けましたので、非常に踏み込んだ内容になっているのではないかなと委員会でも感じたところであります。

3点目、下水道ディスポーザーにつきましては、五日町にあります六日町処理場、これは流域になります。県の管轄になりますので、今後、下水が集約化されていきますと六日町処理場だけで70%を超える処理量になるわけです。そこで県とすると実際、現在上出浦のほうでされているのは浄化槽ですので、そうではなくてちゃんとした処理場での実績をデータとしてあげてくださいということです。これは委員会の後の話になりますけれども、大和処理場で、これは公共ですので市で独自にやっていくということで、それで1年間実証実験としてデータをとって県に報告をし、その後状況によって、データによって県の許可を得た後、流域の六日町処理場でも使えるようにしたいと。要するに市民の間に不平等にならない、全域で利用できるような形をとっていきたいといったところまで調査をすることができました。以上です。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 水道水の加熱ヒーターについては、今の話で聞きますとまだ完成していない品物だったというふうに私はとりました。予算も使っていないというような報告であります、予算は使わなくても経費、人件費等は使ったり、いろいろ投資している部分があるわけですが、もう少し確実性のあるものをやはり考えるなり、あるいは送水とか直接水道を使

うというようなことで、私は考えるべきではないのではないかなというふうな感じがしますが、今後の調査を望むところでございます。

水道と関連してこの水道ビジョンですよね。そうすると、どうも的が続けて2つできるわけで、こういった整合性についても委員会できちんと調査をしていただきたいなど。要するに水道水が今は余っているから使っている。そして今度は縮小していつて何とか井戸で配水したいというような感じにとれるのですけれども、その辺はもし調査があったらひとつお聞きします。それと今後の調査を期待するところです。

ディスプレイについては行政報告等で、あるいは資料でもあるように市営というか昔の大和処理場で実証実験をするということでありましてけれども、私はちょっと飛躍した発想かなというふうに捉えています。本当に県がそこまで、県も導入しようとしているのかというあたりが一番の分かれ目だと思うので、その辺を今後委員会として——これはもし県が認めるということになると全国的な問題になっていくわけで、農集とか個別の問題とはちょっと違う考え方になるかと思う。その辺の調査も以後やっていただきたいなというふうに思います。以上終わります。

○議 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 今ほどお話しいただきました。地盤沈下区域での今後の住宅へのある意味救済的な意味も含めて、それが根本でありますので、これについては継続して調査をぜひ進めていきたいと思えます。

2点目、水道ビジョンにつきましても、いかに現在ある施設を有効に使うか。それからその後の10年、20年先を見据えた方向をどう持っていくのか。これについてはずっと産業建設委員会としてのテーマではあると思えますので、すぐ次やるという意味ではないのですけれども、継続してやっていくべきだと私も考えております。

ディスプレイにつきましては、30%普及の段階で現在約400万円の負担がかかるという、それでも高齢化する中で利便性を高めるということで導入に踏み切ろうと。市長の方針もありますので、これは一部で導入するのであれば市内全域ということで、そういう効果があって、市民サービスになるのであれば、ぜひ進めていく。それについてはどれだけの有効性がある、弊害があるということは、1年後確実に調査しなければならない問題だと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 委員長報告の途中であります。休憩いたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

〔午前11時01分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前11時20分〕

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

○中沢社会厚生委員長 社会厚生委員会の調査事項につきまして報告させていただきます。期日は平成 25 年 1 月 25 日であります。委員の出席状況は出席 7 人、1 名欠席であります。議長からも出席いただきました。調査事項は記載のとおり 4 件について調査いたしました。また、その他 2 件について執行部より説明がありました。調査内容については執行部から所管の部長、課長、説明員より出席をいただき、今回は有害鳥獣対策についての部分で農業分野の実態もありましたので、担当部長、課長からも出席をいただき調査をいたしました。

最初に保育の現状について、現地調査を含め実施いたしました。塩沢保育園の施設の状況についてでありますけれども、平成 4 年に現在の場所に移転、改築され、定員が 111 人として整備されました。そして、平成 11 年度に乳児室を増築した経緯がありますが 21 年が経過している現状であります。未満児の増加が著しくて、ゼロ歳、1 歳、2 歳児がそれぞれ保育室を利用しているために、3 歳児と 4 歳児は独立した部屋がとれずに仕切って保育を実施している実態でございます。

定員が 110 人に対しまして 133 人の入園状態であります。現在の育児数を児童福祉法の児童福祉施設最低基準に照らした場合、施設基準を満たしていない状況であります。トイレの数の不足や床をフラット化するなどの形で、現在予算要求している段階でございます。

また、中保育園の状況についてでありますけれども、昭和 50 年度に開設し、その当時定員が 150 人で当時は最大規模でありました。昭和 57 年に定員を 140 人に変更いたしまして、平成 12 年度に大規模改修を行って、平成 17 年度より現在の定員の 120 人に変更しております。そして 37 年が経過しており施設全体が老朽化している現実であります。駐車スペースが不足している。また、園児の送迎も 60 メートル離れた駐車場を利用していることと、危険と隣り合わせの状況であるということを委員の私たちが見てきた現実でございます。

民間施設が新しくなっている中で公設施設の老朽化が進んでおります。情勢のいろいろな変化もありますけれども、塩沢保育園の増改築、また、中保育園の公設民営化、またあるいは民営化なども含めて早急に検討が必要であると感じております。平成 25 年度には方向性を出したいという報告も受けております。

また、保育園の熱中症対策についてでございますけれども、平成 20 年 7 月に合併補助金を使いまして、塩沢地域で 8 園、そして六日町地域で 6 園にエアコンを設置いたしました。各保育室の面積に対応する能力にはついていけないのが実態でありまして、昨年の猛暑ではすだれを掛けるなどいろいろな工夫をしておりますけれども、実際 30 度以上にならなかった保育室は 2 つしかなかったというのが実情であります。塩沢保育園では 30 度を連日越えて非常に過酷な環境であり、状況を踏まえた中でその 2 室については早急に適切な空調設備を入れ替えたところであります。

また、社会福祉法人若葉会の金城保育園への補助金についてでございますけれども、塩沢地区の保育園では、ゼロ歳から 2 歳の未満児が定員を超えている状況でございます。議

会でもご承知のとおりでありまして、県の安心こども基金で増築、整備計画を立てて、工事の完了を7月末に計画しているところであります。

質疑に関しましては、正職員と臨時職員の状況、また、アレルギー食の取り扱い等の質疑がありました。詳細につきましては、配付済みの資料 11 から 16 ページをご覧くださいと存じます。

次に児童虐待及びDVについてでございます。児童家庭相談は子育て相談等のニーズも増加しており、全てを児童相談所のみで受けとめることが困難な状況であります。平成 16 年の児童福祉法の改正によりまして、平成 17 年 4 月から市町村でも児童家庭相談に応じることになりました。児童虐待相談は平成 24 年で 22 件、平成 23 年の 27 件に比べて 11 月末現在でありますけれども若干伸びている状況であります。主な虐待としては、平成 24 年では実の父親によるものが増えておりまして心理的虐待のケースが多いというふうな現状であります。

DVの相談件数につきましては、平成 23 年は 9 件でありました。平成 24 年は 11 月末現在で既に 9 件になっております。また、包括支援センターに来ている中でも高齢者のDVについても、平成 23 年度は 4 件でありましたけれども、平成 24 年度はもう 8 件という増加しておる実態でございます。詳細につきましても資料 17 ページから 20 ページをご覧くださいと存じます。

次にアルコール等の依存の現状についてでございますけれども、アルコール依存症というのは一般的には意志が弱くだらしがない人と思われがちでありますけれども、実は問題は心の底にあるということが多くいわれておるそうでございます。心の中に問題があるような病気で医学的見地からも精神疾患の一つとして治療を促す対象と考えているところでございます。

アルコール依存症は明確な基準があつて、これを超えてしまえばそうであるというような数値的なものはないそうでありますけれども、南魚沼市においてはまだ調査を行ってはおりません。実態は何人ぐらいであるか明確にはわからないのでありますけれども、南魚沼の保健所管内での精神障害者管理数によると、アルコール中毒の数は 30 人から 40 人で推移している、そういうふうな現状が報告されました。

対策につきましては、平成 19 年度に作成したいきいき市民健康づくり計画の中でアルコール問題も一つのテーマとして取り上げております。飲酒の低下を目標に掲げ、三つの柱に取り組んでおります。1 番目がアルコール問題に対する正しい知識の普及であります。2 番目が問題を抱えている方の相談体制の充実、そして 3 番目が精神的な問題が含まれているので医療機関との連携であります。

ちなみに南魚沼市では毎日飲酒の習慣がある人の割合は、3 年連続県下 1 位だそうあります。心当たりのある方ばかりかと思えますけれども、これも私たち地域の文化ではないかというふうに捉えているわけでございます。資料の中の最後のほうにアルコール依存チェックリストがありますので、ぜひ後ほど皆さん方もこれを行ってみたい

とそのように思う次第でございます。その他詳細につきましては配付資料をご覧くださいと思います。

4番目に有害鳥獣対策についてでございます。有害鳥獣対策について、クマ、イノシシ等の人的な被害については環境交通課で対応しております。捕獲の実績についてですが、クマですけれども多かったのは平成22年の62頭、本年度は12頭捕獲しているそうであります。そしてサルの捕獲に関しましては、59頭ありましたがそのうち7頭に発信機をつけて今調査をしている状況でございます。

農林課からは農作物被害が主体でありまして、サルが主体となっているわけでありまして、けれども、被害の状況は資料のとおり年々増加している傾向でございます。本当に高齢者の方が必死になってつくっている作物をそっくり奪われている、そういうご相談等を皆さんもいっぱいいただいているかと思っておりますけれども、平成25年度からはさらに対策も進めていく計画であります。サルに関しましても、東山地域だけではなくて西山でも出てきている現状であります。できるだけそういった集落に追い払い組織をつくっていただきまして、一次的な対策として支援をしていく計画でございます。質疑の内容等は配付資料をご覧くださいと思います。

その他でありますけれども、福祉課より指定地域密着型サービス事業に関する基準の条例化について、そして環境交通課より太陽光発電システム設置費補助金制度の創設についての説明がありました。その中で本市として、市長からも所信表明でございましたとおり、平成25年度より太陽光発電システムの普及に補助金制度を創設することになりました。対象内容は個人住宅とまた併用の住宅として、事業用の建物は対象としないというふうになっております。補助金の金額についてですけれども、太陽光パネルの出力1キロ当たり10万円でありまして、上限の額は30万円として3キロワットまで市で補助をする内容であります。以上、社会厚生委員会からの調査報告を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 社会厚生委員長にお伺いいたします。3点ほどございますが、いただいた資料3ページ、保育の職員数についての質問と答弁等があります。臨時の方も半数くらいいるというふうでありましたけれども、保育の質ということを考えたときに、無資格の方が大体半分ぐらいいるという中で、「保育の質を維持する」「高める」ということでどういう取り組みをするのかというところの質疑や説明があったかどうかお伺いいたします。

それから5ページ目ですけれども、DV、児童虐待についてですが中ほどに、「増えていくものをどうやって減らすかということは目標でないかと思うが」という質問等もあります。一番児童虐待の中では、実際そういう事例は、申出がないとなかなか行政等で踏み込んでいけないという部分でありました。今のところは自閉症のスペクトラム障害という部分が非常に問題となっております、この部分の専門家であります発達心理学の先生だったり、臨床心理士だったりという方々を、市で配置をするのか、あるいは県のほうなのかわかりませんが、こういう部分についてどのような体制ができているのかについての質疑

があったかどうかをお伺いいたします。

もう1点は資料29ページについておりますけれども、野生動物対策の全国大会の部分ありましたが、これは多分チラシをつけただけという部分であるかなと思いますけれども、これに対する市のほうの取り組みといいますか、やっていきたいという部分についての報告があったらお聞かせ願いたい。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 最初の保育の職員の件でございますけれども、正職員と臨時職員の部分でございます。皆さん方も各議会で何回もこれにつきまして、いろいろ質疑等をされているかと思えます。実際のところは、初年度当時ではそういう5対5という形で実際言っておりますけれども、現実には途中で正職員の方にお子さんが授かったとか、いろいろな部分で実態が変わってきているわけでありまして。例えば本年度20人の方が正職員として退職されるというふうになっております。その中で正職員は6人が採用というふうな報告もいただいております。現実には再度退職された方をまたいろいろ考えて受け入れた形で、そしてその体制をしていきたいという形でありまして。

保育に関しましては何人に一人というのは決まっております。例えばゼロ歳児であれば3人に1人というふうに、そういうことに関しては我が市ではきちんに対応しているわけでありまして。実際に今後もそういう面で体制をきちんとするかというのは担当の部の保育——子育て支援課に関しましては総務課の担当であるので、一概に私どもが云々は言えないと、見守っていく、お願いしていくしかないという状況でございました。その中で一丸となってやっていきたいと、おおむねそういう話でございました。

DV対策についてでございますけれども、これは個々の状況につきましては全くございませんでした。やはりなかなか難しい状況でございますけれども、我が市におきましては平成24年の4月から社会福祉士を正職員として1名入れました。そうした中で2名体制できちんとした体制をとっていきたい。そして連携を密にした中で進めていきたいという旨のお話があった次第であります。

そして次にアルコールの部分でございますけれども、詳細につきまして云々は全くございませんでした。以上でございます。

(「29ページ」と叫ぶ者あり) 29ページ、ちょっと私が説明不足で失礼いたしました。29ページの全国大会の誘致に関して、詳細については全くございません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長・松原良道君の報告を求めます。26番・松原良道君。

○松原地域医療対策調査特別委員長 それでは閉会中の調査についてご報告を申し上げます。第9回地域医療対策調査特別委員会、期日につきましては平成24年8月23日開催、

調査の内容は新市立病院整備についてであります。委員は全員出席、議長からも出席をいただきました。執行部はそこに記載のとおりであります。

次に2ページ以降であります。施設整備概要、施設の配置、平面図、スケジュール及び事業費の説明がありました。施設全体では1万2,000平米、土地代を除く事業費約40億円と考えている。その事業のうち9月補正で8億円のエネルギー棟整備費を補正したいとの説明がありました。

質疑の内容についてはQ&Aで記載のとおりでありますけれども、一、二点説明を申し上げます。3ページ、面積について1万2,000平米で人工透析やりハビリの内容で変更になるということだが、面積が膨らむかどうかという質問に対しまして答弁は、面積は1万2,000平米、事業費約40億円にしたいとの考え方、そして医師の皆さんからは建物の充実よりも医療機器の充実を考えているという認識の答弁でありました。

4ページ、新しい病院をつくることによって、医師あるいは看護師をきちんと確保していくとの決意を聞きたいという質問に対して、医師と看護師の確保に関しては、来年度から体制を変えて委員会をつくってやっていこうという考えであると説明がありました。

次に7ページ、第10回地域医療対策調査特別委員会、期日は平成25年1月27日に開催し、調査についても新市立病院整備についてでありました。委員は全員出席、議長からも出席をいただきました。執行部はそこに記載のとおりであります。病院の配置を、地権者の理解をいただいたので変更をしたいとの説明がありました。エネルギー棟の整備費を3月補正予算で減額し、当初予算に新病院工事費として計上したいとの説明がありました。また、六日町病院の新潟県からの移管枠組みについての説明がありました。内容につきましては、1月31日開催の全員協議会での説明と同じ内容であります。

主な質疑を2点ほど、7ページ、前回の図面は医師の皆さんの意見は入っていないのかという質問に対しまして、前回も入っているが、その後医師の皆さんが先進地や最新の病院を見に行きさらに検討、研究をした結果であるというふうな答弁であります。

それともう1点、ページ13、病院の基本的な初期投資という部分の見通しがついたということ、きちんとめどをつけていただきたいという質問に対し、初期投資が抑えられれば運営が楽になる、2月中旬には文書で確認をしたいという答弁がありました。以上、報告を終わります。

○議長 長 地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 本来の質疑とは少し外れるかもしれませんが、委員長にお伺いします。開院まであと2年余りということで、これから非常にいろいろな形での事業への取り組みが進んでくるわけでありましてけれども、私、先般、特別委員会を傍聴させていただきました。本当に勉強になりました。これから委員長のリーダーシップのもとに特別委員会のほうで、我々議会が責任を持つわけでありまして、そういう認識を深める意味でも特別委員会主導の委員会、あるいはまた全員協議会あたりに取り組んでほしいと思っておりますがそ

の辺についていかがでしょうか。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長。

○松原地域医療対策調査特別委員長 個人的私見は、本来は避けるべきでありますけれども、問いでありますので若干気持ちを述べたいと思っています。いよいよ基幹病院、市立病院についても具体的に事業が行われていく中で、本当に100年の大計である医療体系を構築するには、今、地域医療に携わっている個人開業医の皆さん、そうした皆さんも非常に高齢化が進んでおまして、大変な事態だというふうに考えています。そうした中で基幹病院あるいは市立病院の建設、今後については、担当する県、自治体、市長、市はもちろんでありますけれども、こうした病院に我々議会というよりも地域の皆さんが本当に基幹病院あるいは市民病院をどう支援できるか、やはり一丸となって支えていく気概を持っていただくことがベターであると思っています。当然、特別委員会も市のそうした具体的な計画について随時報告を受けるわけでありますので、議員全員の皆さんとまた協議をしながら、市民のためになる地域医療の構築をやはり図るべきで、議会も率先してそのことに意見を申し上げるところであろうというふうに考えています。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 7ページの1月17日の報告に、調査事項 新六日町病院整備についてというのがあります。私、この日は傍聴したのですが、書類を持ってきたわけではないのでちょっとあれですが、その他とか何かそういうので報告があったように記憶しているのですけれども、そういうことはどうなっているかお聞きします。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長。

○松原地域医療対策調査特別委員長 議員は当日傍聴していましたので、ここでそういう質問が出ると思ってはいませんでした。聞いてわかるでしょう。ただ、その他の中での話については、私は本来あるべきでない認識の違いがあったということだけは申し上げておきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本会期中の特別会計及び公営企業会計の当初予算議案並びに請願を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の当初予算議案並びに請願を除く付議事件は、委員会付託を省略し議案等に対する市長の提案理由説明は予

算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、平成25年請願第1号 妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を求める請願を議題といたします。

請願第1号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、第1号報告 専決処分した事件の報告について（大原運動公園野球場土木工事請負契約の変更について）を議題といたします。

説明を求めます。副市長。

○副市長 第1号報告でございますが、本件は平成24年6月定例議会におきまして、第73号議案としてご提案、ご同意を賜りました、工事番号が、スポ公園改第1号 大原運動公園野球場土木工事請負契約に係る変更契約につきまして、増減額が100分の5以内かつ1,000万円以下でございますので、市長の専決処分ということで、自治法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

議案の3ページをご覧いただきたいと思います。専決処分書でございますが、記載のように変更前の契約金額で、5億6,878万5,000円でございますが、今回の変更で227万6,400円を変更減といたしまして、変更後の契約金額を5億6,650万8,600円とするものであります。率にして0.4%の減でございます。契約の相手方につきましては、元店・カネカ特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は、記載のとおりでございます。

5ページから7ページまで変更契約書の写しが添付されておりますし、次の8ページをご覧いただきたいと思いますが、工事変更概要が記載されております。3に変更理由が記載されておりますが、散水設備の維持管理を考慮し、堆砂桝、貯水槽、送水管等の設置位置と構造の再検討を行った。それに伴い当初散水設備工は建築工事で施工する計画でありましたが、工事内容や工程上、土木工事での施工が有利という判断からそれに伴う変更が1点、2点目が外野壁において地質調査を確認いたしましたところ、逆T型擁壁から、L型擁壁に変更ができるということでそちらのほうにさせていただくというものでございます。9ページに計画平面図がございますのでご覧を賜りたいと存じます。以上、ご報告を申し上げますのでよろしく願いをいたします。

○議 長 質疑を行います。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、変更理由の中で、いろいろ検討しまして散水設備工は建築工事から土木工事になったということですが、次の議案ともちょっと関連するので質問しづらい部分もあるのですが、見比べますと散水設備工事の追加の部分が大幅増えて、こっちの土木工事のほうに移っています。構造等を見直した中ということですが、そういう点で大きな変更があったのかということだけちょっとお聞きしたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 おっしゃるとおり散水設備工につきまして、建築のほうから土木工事に移しかえたものでございます。この散水設備工につきましては、当初から湧き水による水の利用を考えておまして、野球のグラウンド面、それから多目的グラウンドのグラウンド面、双方を1回ざっと散水するに十分な約50立米というものを予定しておりました。

しかしその後、湧き水といいましても表流水になっておるのですが、その内容をよく見ますとちょっと砂も混じっている。やはり自然水の部分もあるということで、さらにまた野球グラウンドあるいは多目的グラウンドの部分を1回だけ散水した後、どうしても暑いときですとさらにもう1回、2回と散水しなければいけないということがあるということを見込みまして水道管との接続。それから、どうしても流水でございますので、当初よりちょっと砂等が入っていたということから、全く泥さらいそういったものを考えないような簡単な構造になっていたのを、泥さらいができるようなもの、前に堆砂柵というようなものも設置いたします。さらに貯水槽自体も耐震構造をクリアした防火水槽を設置することによりまして、有事の際にも防火水槽としての機能を果たせるような構造に変更したということでございます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、専決処分した事件の報告について（大原運動公園野球場土木工事請負契約の変更について）の報告を終わります。

○議 長 日程第8、第2号報告 専決処分した事件の報告について（大原運動公園野球場建設建築工事請負契約の変更について）を議題といたします。

説明を求めます。副市長。

○副市長 本件も、第1号報告に同じく昨年の6月定例議会において、第74号議案としてご提案、ご同意を賜りました、工事番号が、スポ公園改第2号 大原運動公園野球場建築工事請負契約に係る変更契約につきまして、増減額が、100分の5以内かつ1,000万円以下でございますので、2月14日専決処分をさせていただいたものでございます。

議案をご覧いただきたいと思えます。議案の3ページをご覧ください。専決処分書でございますが、記載のように変更前の契約金額で7億2,429万円でございますが、今回の変更で218万5,050円を変更増といたしまして、変更後の契約金額を7億2,647万5,050円とするものでございます。率にして0.3%の増額でございます。

4の契約の相手方並びに代表者、構成員は記載のとおりでございます。5ページから7ページまで契約書の写しが添付されております。

次の8ページに工事変更概要が記載されております。3に変更理由が記載されておりますが、主要な増減はAの建築工事で、管理棟では外装仕上げの変更、内部造作家具の変更、それからメインスタンドでは地下二重壁の仕様変更、ダグアウトの仕様変更、芝スタンドでは地下二重壁の変更、フェンスの変更 照明塔の装柱架台の変更。Bの機械設備工事では衛生

機具のオストメイト対応化、給排水ルートの見直しのほか、散水設備を先ほどの土木工事で実施することによる減などから、変更内容記載の変更というふうになったものでございます。

9 ページに南側立面図、管理棟一階平面図、10 ページにはダグアウト断面詳細図、用具庫・砂置場平面詳細図、11 ページにフェンス配置図、12 ページに照明塔詳細図がそれぞれ添付されております。これにつきましては変更箇所が赤書きされておりますのでご覧を賜りたいと存じます。以上、ご報告を申し上げますのでよろしく願いをいたします。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 変更の中で4 番の照明塔工事の部分、照明塔の装柱架台の仕様変更ですが、積雪対応ということでありまして、私はもう屋根がつくものだというふうにばかり思っていたのです。この図面を見る限りであれば、多分照明等の交換を行ったりするのに、ここに人間が乗って点検をしたり、交換をしようという部分であろうと思っておりますけれども、問題は餅のような雪が上から全部照明塔をひん曲げてくるわけです。これの対策をするには、もう屋根をつけるしかないだろうというのは、テニスコートをつくったときから言われているわけです。そういう部分で変更が出てくるものだと思っておりましたが、それが無いわけですから、どういうふうにお考えですか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 照明塔工事につきましては、当初発注の段階では標準的な設計の照明塔で対応ということで考えていたわけですが、施工段階におきまして先進地の事例とか、既設の野球場の視察を通じた中で検討した結果、積雪によって照明器具の破損や向きの変更等、今おっしゃられたような事案が多くあったと、そういうことから当野球場の照明塔においてもそういったことに対する対策をとっておきたいということで、極力維持管理のしやすい、さらに安全に作業を行える架台に変更させていただきたいというふうなことでございます。

それで屋根とかそういった話でありますけれども、今申し上げましたようにいろいろな先進地の事例とかそういったものを担当のほうで視察させていただいた中でも、これといった解決策というのはなかなか見い出せなかった。例えば上にビニール等で覆うというのが今は割と行われていますが、あれはむしろ悪いというような調査結果も出ております。なかなか決定的ないい方法が見い出せなかったということで、一番最後の図面にありますように作業員が台に乗っている部分をパタンと上げるようなやり方、これは建設公団とかそういったところでも実績がある方法だということで、このことを採用させていただいたというものでございます。以上です。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 雪でひん曲げられたときに、ここに人が乗ってそれを直そうという部分ですけれども、とても人力で直せるようなものではありません。結局本体をずっと下ろして、工場に持って行って曲がり直すというのでなければとても修理なんかできないというのは、

こういうのがもう既にテニスコートで実証済みなわけです。であるのであれば、先進地、確かに大事な部分でありますけども、雪でひん曲げられるという部分に対する対応策でいけば、やはりうちのほうが先進地ではないかと思っています。屋根は絶対必要だと思うのですけれども、やはり再考していただきたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 先ほども言いましたように、そのところを全く雪の害がないように、曲がらないようにということが、100%というのはなかなかもう難しいという調査結果であります。それそのものがある程度の強度を持っているということも当然言えますし、先ほど言いましたようにいろいろな屋根をつけたりビニールをかぶせたというのは、屋根は逆効果だとは言いませんが、ビニール等は逆効果だという調査結果も出ております。さらに調査はいたしますけれども、今のところの調査結果では、そういうような認識でおるところでございます。以上です。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それこそこれについてちょっと聞いてみたいのですが、今まで結構な工事が進められているわけです。よく役所でこういうことがあったのですけれども、例えば道の駅をこの間つくったわけです。道の駅をつくって交流棟というのを端っこにつくったわけですけれども、そこの中に排水溝がないから水が建物の中に入るとか、それは工事の段階からもう施工業者のほうからは指摘があったけれども、そのまま突撃していったということです。今回の予算で直すなんていう話を聞いているのですが、今まで野球場とかでそういうふうな事例、例えばここをこうしたほうがいいのかという業者からの話があったのかどうか。同様な、例えば施工業者のほうから、こうしたほうが絶対につくった後にいいからとか、それは今泉のときはそのままいってしまったという話なわけですが、そういう点——例えば今の段階でないのだったらないでいいですけれども、これからあった場合、そういうときはしっかりとやはり検討して、やっていったほうがいいのかという思いがあります。

あとそれと、これはこっちのつくるほうとは全然別件ですけれども、それこそ地域の方たちから、そろそろ野球場も完成が見えてきたのだけれども、どうやって営業していけばいいのかという声があるわけです。例えばパンフレットにしろ——あそこに看板があるわけです。でっかいこういうふうな野球場ができますよという、そういうふうなものを1年前からとかやっているほうが——要は完成はあと1年かかるわけですが、例えば夏だって合宿が来るわけですし、野球場の合宿は来ないにしてもこういうふうになっていくのだというので、配られるものとかまたいろいろな宣伝をする材料があればなんていう声があるのです。そういう点もちょっと、これは別件のほうですけれども、回答はいいとしても考えていただければと思います。以上ちょっとお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 設計段階では、なかなか現場に入っていったときに現実とそぐわないとか、

現場に合わないというそういう部分が相当出てくるというふうに理解しております。その際、今議員が触れていただきましたように現場での意見を十分尊重しながら、変更できるものは変更していくという、そういう体制には変わりはないわけであります。今までどのくらい提案があったかというのはちょっと私はわかりませんが、そういう基本的な気持ちは持ってやっていきますので、これからもまだ変更がないとは限らないわけであります。完成までもう少しいろいろの面では、やはり何か出てくるのではないかという気はしております。それは十分対応できるところは対応していくというつもりです。

それから利用方法等につきましては、先ほどちょっと所信で触れましたように、今の大原運動公園の指定管理が平成 25 年いっぱい切れるわけですから、平成 25 年中に指定管理者やそういう部分も含めて総合的な検討をしなければなりません。その中で今、議員おっしゃったようなことも含めて一緒に検討していきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を終わることに——24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 設計変更の中で芝生スタンド・ブルペン後方のフェンスを中止と書いてありますが、このそもそもの目的は周囲から、要するにのぞき見ができないようなという説明があったと思うのですが、そういうことでしょうか。そのひとつ理由をお聞きます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 芝スタンドの後方フェンス一部中止でございますが、これは図面の 2 枚目の 11 ページのところをご覧くださいと、左右に広がった芝生スタンドですから一番端のほうですね、こちらの端の部分に当初は 1 メートル何十センチかのワイヤーメッシュと申しますか、縦横の金網状のフェンスをさらにそこに設置すると。左上の四角 3、状況断面図というところにありますように、高さ 120 センチの防護壁と申しますか転落防止用の壁の上にさらに 1 メートル何十センチかのフェンスを設置する予定であったのですが、この 1 メートル何十センチかのコンクリート壁だけで十分であるという結論になりまして、それを中止したということでございます。以上です。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、設置目的を聞いて確認をしてからと思ったのですが、要するに例えば多目的グラウンドのほうから、あそこは高低差ありますので予想以上に多目的グラウンドからは見えるなというような感じを私はしているのです。有料で催物をするときの目隠しというふうな話を以前聞いたことがあるのですが、そういうことですか。

それで、今の転落防止用の 1.2 メートルで用をなすと、見えなくなるとこういうことですか。確認をしておきたいと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 有料のいろいろな催物の際に目隠しという意味ではございません。有料の際にはまた別のいろいろな工夫をしなければいけないというふうに思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、専決処分した事件の報告について（大原運動公園野球場建築工事請負契約の変更について）の報告を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は午後 1 時 15 分とさせていただきます。
〔午後 12 時 08 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
〔午後 1 時 15 分〕

○議 長 日程第 9、第 3 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 24 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 3 号報告につきましてご報告を申し上げます。2 月 22 日所信表明でもちよっとふれましたけれども、大和地域及び六日町地域が豪雪による災害救助法適用、また 2 月 24 日には塩沢地域が県災害救助条例の適用を受けました。これを受けまして、市では 2 月 22 日 15 時に市長を本部長とする南魚沼市豪雪対策本部を設置し、災害救助に万全を期すこととしたところであります。この対応に追加の予算措置が必要となりましたので、急遽補正予算第 6 号を専決処分させていただきました。

内容といたしましては、災害救助費として要援護者の住宅除雪等の委託費 2,678 万円を主に 2,963 万円、3 月補正予算成立までの間に不足が見込まれる道路機械除雪委託費 5,000 万円、その他公共施設の除雪委託費などを追加計上いたしました。財源といたしましては、災害救助法及び新潟県災害救助条例に基づく災害救助費負担金合わせて 2,561 万円、特別交付税を 7,200 万円増と見込んだものであります。

以上、歳入歳出予算総額にそれぞれ 9,761 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 349 億 3,419 万 8,000 円としたものであります。詳細につきまして副市長より説明させますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 副市長。

○副市長 追加配付をさせていただきました第 3 号報告をお手元をお願いいたします。補正第 6 号についてご説明を申し上げます。8 ページ、9 ページの事項別明細書 2 歳入でございます。

9 款 1 項 1 目の地方交付税ですが、今ほどのお話のように特別交付税を 7,200 万円、14 款 県支出金 1 項 1 目の民生費県負担金で 3 節の災害救助費県負担金として、災害救助法に基づく旧大和地域、旧六日町地域分で 2,159 万円余り、旧塩沢地域の県条例適用分で 401 万円余りの補正でございます。

12、13 ページをお願いいたします。3 の歳出でございます。2 款総務費 1 項総務管理費では、説明欄記載の庁舎管理費、普通財産管理費、地域開発センター費、公会堂費にそれぞれ除雪等の業務委託料の追加でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費では、説明欄の生活支援事業といたしまして高齢者等要援護住宅除雪援助委託料に 100 万円、魚沼荘に 26 万円ほど、2 項児童福祉費でも常設保育園管理運営費に除雪経費として 250 万円の計上であります。

14、15 ページでお願いいたします。4 項の災害救助費（豪雪災害）として、障害物の除去ということになりますが、除雪等業務委託料として 200 件分、2,678 万円を計上いたしました。人夫賃金、修繕料それから燃料費、リース料は、行政区への除雪機械貸与に係る経費の計上でございます。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費では、道路の補修に係る経費で 500 万円、除雪用品に 100 万円、機械除雪費に 5,000 万円の追加でございます。4 項都市計画費では、六日町駅自由通路シンボル施設管理費、児童公園管理費、塩沢交流広場管理費はそれぞれ豪雪に係る施設管理の経費の追加でございます。

次のページをお願いいたします。市営住宅管理費、これは給湯器の破損による修繕でございます。

10 款教育費 2 項小学校費、3 項中学校費、7 項保健体育費いずれも今冬の雪に関する除雪費の追加計上でございます。以上でございますがよろしくをお願いいたします。以上です。

○議 長 質疑を行います。23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 豪雪の話ですのでちょっと、ちまたでは非常に豪雪と石油・灯油などの値上がりで経費がかさんで困るという声が聞こえてきています。要援護世帯には雪下ろしに関するの補助は出るけれども、灯油やそういうのに対してのいわゆる屋根雪処理を石油とか水とかでしているのには出ないというのもあります。こういう「豪雪」とついたら、全家庭に補助金みたいなのが出ないのかねという声がよく聞こえますが、そういう対策的な考え方はあるかどうかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 先般の全員協議会の際にも中沢一博議員のほうから、いわゆる福祉灯油的な部分という話がありました。過去の例を調べてみましたら、平成 18 年ですか、このときは豪雪もすごかったんですけども、灯油が大幅に値上がりしておりまして、今の比ではなかったんです。今はどのくらいか 10 円ちょっとだと思えます。あの当時は 20 円から 30 円一気に値上がりしたということで、そういう制度を、国もやりましたし我々もやったということでもあります。

今般のこの豪雪につきましては、いろいろ検討させていただきました。しかし、要援護世帯、一人暮らしの家庭等につきましては、水道料金の福祉減免制度等も設けておりましたので、今の灯油の値上がりの範囲ではなかなか——今やりますとまたいずれ前例がつかますので、この値上がりの範囲の中ではちょっと実施は、私は否定的であります。まだこれからどうなるかわかりませんが、今のところそういう考え方ですのでよろしくお願いいたします。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 確かにこの前の値上がりから比べるとそうですが、高齢者ばかりではない

ですけれども、屋根融雪を市というか旧六日町何かでも奨励したころでは、灯油のお金が 50 円前後で設計したと思います。けれども、今は 100 円を超えるという勢いでありまして。そういう意味では 10 年、20 年とたつうちにそうやって変わってくるというのがありますので、ぜひご一考をお願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 その福祉的な部分とは離してある部分です。私は灯油等で屋根雪処理をということを勧めた当時のことがごくつまびらかではありませんが、50 円であったかどうかそれは別にいたしまして、あれは灯油をどんどん、どんどん炊きながら屋根の雪を融雪するというの一般的に勧めたことはないわけです。要は普通に灯油を炊いておきながらその温かい空気をうまく利用して屋根——いわゆる昔の柳式というのですね。そういうのは確か奨励したことがありますけれども、もうボイラーでどんどんとお湯を回したりとか、そういうことを特に奨励したことは確かございません。

議員のお宅の中でも屋根雪処理にその灯油を使ってボイラーを炊いてということはあると、そういう方がいらっしゃると思いますけれども、それをどんどんと奨励したということは確かなわけでありまして。ある程度、経済的に余裕のある方がそういうことをしたのかなという私の思いであります。ですので、それに対して今ここに灯油代の補助として、市がそれを支給するということは考えてはおりません。

○議 長 16 番・関 昭夫君。

○関 昭夫君 それぞれの項目で歳出ですが、除雪費委託料を計上されていますが、専決以降の執行状況は、請求が上がってこないと額が云々というのはわからないわけではありませんけれど、実際には、例えば学校はどこまでどういうふうな指示をして、どういう除雪をやったとか、あるいはこの災害救助費ですか除雪の業務委託があるわけですけど、どのような執行にあるのかその辺の説明をいただきたいと思います。

○議 長 副市長。

○副 市 長 ご存じのように救助法の期間が十日間ありますので、まだ細かくデータが出てきておりませんが、先ほど市長が申し上げましたように 260 世帯ぐらいの障害物の除去ということでございますので、それに関わるお金が、国の法は 10 分の 10、片方は 2 分の 1 ということで、収入になるものだと思っております。データについては今承知をしておりません。

それから学校等公共施設につきましては、設計上の設計基準もありますので、できるだけ我慢をしておるんですが、その我慢のできない部分が予算計上されたというふうにお考えをいただきたいと思います。数値についても今はまだどの程度どうだというのは、私はつかんでおりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第3号報告 専決処分した事件の承認について（平成24年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第3号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第10、第7号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更について、及び日程第11、第8号議案 南魚沼地域介護認定及び障害者介護給付費等支給審査会共同設置規約の変更についての以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは第7号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更について、それから第8号議案 南魚沼地域介護認定及び障害者介護給付費等支給審査会共同設置規約の変更についての2件についてご説明を申し上げます。昨年6月27日に公布されました「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」この法律の第1条において障害者自立支援法が一部改正されたところです。この改正の中で、法律の題名が「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」というふうに改められたところです。この法律につきましては本年4月1日からこの部分については施行されることになっておりまして、これに伴う規約の変更でございます。

7号、8号とも3ページの新旧対照表のほうをご覧ください。7号議案では2か所、それから8号議案のほうでは3か所、それぞれ法律名を改正するだけの変更でございます。両規約とも改正法の施行日であります4月1日から施行するものです。

7号議案につきましては地方自治法第286条第1項の規定により、魚沼地区障害福祉組合から規約変更の協議がございましたので、同法第290条の規定に基づき、第8号議案については、地方自治法252条の7第2項の規定により本市と湯沢町が協議・合意したものを、同法第252条の7第3項において準用します同法第252条の2第3項本文の規定に基づき、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 一括して質疑を行います。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 非常に長い名称になって言いにくいんですけども、名称が変わることによって、これからみると内容は変わらないみたいです。なぜ名称が変わったのかと、内容がどうなのかというのは、ちょっとお聞かせいただければ。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 これはあくまでも規約のほうでこの法律を引用している改正でございます。法律の改正についてはそれぞれの法律のほうでご覧いただくようになるかと思えます。題名の改正のほか、これは平成 25 年 4 月 1 日と平成 26 年 4 月 1 日から施行するのに 2 段階で改正されておりますが、詳しい内容をここで説明を省かせていただきたいと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 7 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 7 号議案 魚沼地区障害福祉組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 7 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 8 号議案に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 8 号議案 南魚沼地域介護認定及び障害者介護給付費等支給審査会共同設置規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 8 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 9 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 第 9 号議案についてご説明を申し上げます。本件は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」の規定によりまして、塩沢地域の清水地区に布設をいたします合併処理浄化槽事業につきまして、総合整備計画を策定し議会の議決を賜ることによりまして、辺地対策事業債を充当させていただこうというものであり

ます。

なお、この法律は、昭和 37 年に法律第 88 号として辺地を包括する市町村について、当分の間当該辺地に係る公共的施設の総合的、計画的に整備を推進するために必要な財政上の特別措置を定め、その他地域との格差是正を図ることを目的として立法されたものでございます。

清水地区の下水道整備事業促進のため、平成 22 年度から平成 24 年度までの間、定めた期間が満了いたしますので、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年間延長して定めさせていただきます。

3 ページの総合整備計画書であります。1 の辺地の概況、次の 4 ページでは 2 の現況及び課題、5 ページに行きまして 3 の公共的施設の整備についての基本方針、6 ページの公共的施設の整備計画と定めておりますが、この最終ページの表に合併処理浄化槽 8 戸、事業費 1,560 万円について、当該地区で平成 29 年度までに整備をしようというものであります。

法では、辺地対策事業債の元利償還金につきましては、基準財政需要額への算入ということでありまして、単位費用としては、元利金 1,000 円につき 800 円ということでありまして。

なお、新潟県知事との事前協議が整っておりまして、議決をいただき次第、新潟県を經由して総務大臣に提出するものであります。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 9 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 10 号議案 土地改良事業の計画変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 第 10 号議案 土地改良事業（農地災害関連区画整備事業 思川地区）の計画変更について提案理由を申し上げます。

先ほど、本議案の変更計画概要書について、副市長より訂正についてお願いがありました
が、事業区域に一部変更があったことから、誠に恐縮でございますが6ページについて訂正
をお願いいたします。

平成23年7月発生の新潟・福島豪雨災害で特に被害が甚大な箇所である「思川地区」につ
いては、平成24年3月議会において議決をいただき、圃場整備工事を鋭意進めております。

「思川地区」のほぼ中央に位置する南魚沼市斎場への再災害を防ぐための上流の沢に、新
潟県が砂防堰堤を2基計画しており、砂防堰堤下流に設ける流路工の一部が圃場整備地区内
を通過することとなりました。

この施行に当たり、換地作業との整合性を考慮し、全体工程を短縮できる創設非農用地換
地によって地区内流路工用地を求めることが適当であると考えております。この方法により、
新潟県は流路工用地を通常の一筆ごとの用地買収ではなく、換地処分により一括取得し、工
事の実施が可能となります。

別紙の農地災害関連区画整備事業変更計画概要書の19ページの計画平面図をご覧ください。
一番最後から二番目です。

計画地区の左端地区外に砂防堰堤が2基計画されております。堰堤の下流の黄色着色部で
すが、こちらが圃場整備地区内の流路工です。中央部の四角の施設が南魚沼市斎場です。

10ページをご覧ください。このことにより、第3章第2節の事業別面積の水田面積が3.3
ヘクタールが3.2ヘクタールに、道水路等が0.9ヘクタールが1.0ヘクタールに変更となり
ます。

続いて15ページ下欄の赤い表が非農用地換地であります。砂防流路工に係る非農用地創設
換地面積は、1,020平米であります。南魚沼土地改良区が換地処分における1次的な取得予
定者となり、最終取得者の新潟県は、土地改良区から事業用地を取得し、土地代金を土地改
良区に支払うこととなります。

次に17ページをご覧ください。これに伴う事業費については、全体事業費が7,806万2,000
円が7,598万6,000円に変更になります。

土地改良法第96条の3第1項により、当該土地改良事業の計画を変更する場合には、当該
市町村の議会の議決を経なければならない旨規定されており、計画変更の議決をお願いする
ものです。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 10 号議案 土地改良事業の計画変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 11 号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 第 11 号議案 字の変更についてでございます。

本件は、3 ページに字の変更を必要とした理由の資料がついておりますが、国土調査事業第 4 計画区（青木地区）において、一面地でありながら、字の相違により合併できない筆の字を整理し、あわせて不整合を整理しようとするものでございます。

2 ページの別紙がございますが、変更調書に記載のように、変更前から変更後に改めさせていただきたいものでございます。また、国土調査法第 19 条これは「都道府県知事の成果の認証」でございますが、第 2 項の規定による成果の認証の日から施行したいものでございまして、地方自治法 260 条第 1 項の規定に基づきまして議決を賜りたいものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 11 号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 12 号議案 平成 24 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第 12 号議案につきまして提案理由を申し上げます。主な内容といたしましては、施政方針資料 5 から 6 ページ、及び 16 ページに記載のとおりであります。政府が決定

をいたしました緊急経済対策を受け、平成 25 年度に予定をしておりました道路維持改良費をはじめとする公共投資の一部、総額 9 億 3,365 万円を前倒しで計上いたしました。早期に執行することで市内景気回復に努めてまいりたいと思っております。整備計画見直しによりまして先送りいたしました新市立病院エネルギー棟建設費 7 億 9,276 万円を減額をいたしました。

また、病院事業におきまして整形外科医 1 名の病気療養を主な原因として、急激に収支見込みが悪化してしまいました。資金不足解消のため補助金 1 億 4,400 万円を追加計上いたしました。

また、合併特例債を主な財源として、合併振興基金 14 億 1,590 万円を追加積み立てすることといたしました。

歳入では法人市民税におきまして、予算額以上の収入が見込まれることから 6,000 万円を追加いたしました。その他、歳入歳出とも今後の執行見込みにより、所要の額を追加計上あるいは減額補正をいたしました。

このことによりまして、歳入歳出 12 億 1,722 万円を増額し、総額で 361 億 5,141 万 8,000 円としたいものであります。

小規模事業者経営改善資金貸付事業につきましては、平成 25 年度までの、貸付実行としたものにつきまして、要綱を改正し 3 年間事業を継続延長したいことから、債務負担行為の変更を計上しております。

また、年度内に支出が終わらない見込みがありまして 29 事業、26 億 7,258 万 2,000 円につきましては、翌年度に繰越執行できるように繰越明許費を計上いたしました。詳細につきましては副市長より説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 副市長。

○副市長 それでは第 12 号議案についてご説明を申し上げます。今ほどの提案理由でおっしゃったように、主として緊急経済対策による前倒しと、決算見込みによる調整並びに合併振興基金の追加造成による増減の計上が主体でございます。

事項別明細書からご説明申し上げますので、14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと思っております。

第 1 款市税の 1 項 2 目法人分、説明欄で、法人市民税現年課税分が決算見込みにより、6,000 万円、予算現額に追加計上でございます。第 11 款分担金及び負担金でありますけれども、特養などへの入所措置解除により、55 万円ほどの減額、第 12 款使用料及び手数料の 2 項 2 目民生費手数料では、実績による補正減が 217 万円であります。

第 13 款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫補助金、社会福祉費のほうで生活保護負担金をはじめ、負担金確定見込みにより合計で 746 万円ほどの減、児童福祉費では子ども手当等の部分で 7,130 万円の減額補正でございます。

2 項国庫補助金では、1 目民生費の部分で、社会福祉費では、臨時賃金分 17 万円ほど、児

童福祉費では、母子家庭の高等技能訓練促進費で 385 万円ほど見込みによる減額計上でございます。3 目の土木費の部分では、1 節の説明欄社会資本整備総合交付金は、緊急経済対策分として、消パイリフレッシュ、道路新設改良、道路橋梁維持といった事業に 4 億 1,454 万円ほどの追加、その下の交付金も緊急経済対策分で、除雪機械購入として 2,400 万円の追加であります。2 節は、まちづくり交付金の決算見込みによる増額 70 万円、3 節は、住宅リフォーム事業、木造住宅耐震診断支援等の部分の見込みによる補助受け入れ増 501 万円ほどであります。

16、17 ページをお願いいたします。4 目消防費の部分では、消防防災施設の水利施設整備で、防火水槽設置に係る補助金 396 万円ほどですし、5 目教育費の部分では、小学校費で、蕨神小の大規模改造事業に係る交付決定差額 506 万円、安心・安全な学校づくり交付金、前倒しによる城内小の大規模改造事業の交付金が 1,076 万円ほどでございます。3 節は、記載のように特別支援学校に係る交付金の交付決定額と予算の差額計上で合計 1,149 万円余りでございます。3 項委託金は、確定見込みによる計上でございます。

第 14 款 1 項 1 目民生費県負担金であります。障害をお持ちの方々に係る補装具や医療費の部分の増減でありますし、2 節の児童福祉費は、子ども手当等に係る決算見込みによる増でございます。2 項県補助金であります。1 目の総務費の部分では、市町村合併特別交付金では、財源変更での減額 8,310 万円、2 目民生費、3 目衛生費、5 目農林水産業費では、それぞれの事業の決算見込みによる増減でございます。

次の 18 ページ、19 ページをお願いいたします。ここも説明欄記載の事業の事業確定や決算見込みによるところでございますが、上から 6 行目、戸別所得補償経営安定推進事業では、農地の集積で 50 アール以下が 20 件、50 アールを超え 200 アール以下が 26 件ほどありまして、不足分の計上 120 万円であります。その下の新規就農総合支援事業では該当者がなかったもので 1,050 万円の減額、一番下の過疎集落等自立再生緊急対策事業は、船ヶ沢地区での有害鳥獣対策事業に係るもの 3,367 万円ほどの計上でございます。2 節林業費では、面積減による減額計上でございます。3 節の農林災害県補助金で 2 億 5,931 万円ほどの減額ですが、工事進捗等により、農地農用施設で、5,714 万円ほど、林道で 668 万円ほど、残土処分関係で 1 億 2,622 万円ほど、区画整理事業で 6,925 万円ほど、不用額として減額をさせていただくものであります。6 目商工費では、観光基盤事業につきましては県の補助枠の減による減額 264 万円ほど、7 目土木費の部分では、いずれも決算見込みに伴う所要の補正計上でございます。9 目消防費では、防災情報通信設備としまして J アラートの情報をエフエム雪国やメール配信に接続するための事業の補助受け入れであります。10 目災害復旧費では、先の豪雨水害に係る被災者生活再建支援法の給付金に係る補助の残りの部分 1,255 万円の追加計上でございます。

第 14 款 3 項は、確定見込みによる記載の増額であります。第 15 款 1 項 1 目 財産貸付収入は、光ファイバーの加入者増によるもので 330 万円の計上、2 目の利子及び配当金は、基金運用益であります。

20 ページ、21 ページをお願いいたします。第 16 款 1 項寄附金でございますが、1 目の一般寄附金では、南魚美術協会様とお名前の記載をご遠慮された方々から、28 万 5,000 円を、ふるさと納税では 3 件 18 万円を、2 目の指定寄附金では、トミオカホワイト美術館の運営費にということで、雪国文化協会様から 100 万円を、それぞれありがたく頂戴したところでございます。

第 19 款 諸収入の 4 項 3 目 衛生費受託事業収入では、新病院建設事業に係るエネルギーセンターの計画変更に伴い、8 億円の減額補正でございます。

5 項 3 目 雑入 1 節 総務の部分では、市有建物災害保険金は、平成 23 年 7 月の水害に係るごみ処理施設被災の分 3,184 万円ほど、県の市町村振興協会から自治振興宝くじでありますオートムジャンボ、サマージャンボの収益金の追加交付であります。3 節 衛生費の保健衛生事業委託金は、新潟大学からのコホート事業に係るアンケート実施の委託金であります。5 節 農林水産業費では、農災の区画整理事業受益者負担金が、324 万円ほどの減額計上、水源林造成事業では、保育委託で 105 万円、中山間地域等直接支払交付金返還金 3,000 円は、面積の減少によるものであります。

9 節 教育費の部分では、主として給食費実費徴収金で、配食数の減による決算見込みによる調整でありますし、その下の教育雑入は、幼稚園就学奨励費の補助返還に係るものであり 34 万 2,000 円の計上であります。

22 ページ、23 ページをお願いいたします。20 款 市債につきましては、それぞれ事業執行の見込み、精査から記載のように計上させていただきたいものでございますが、2 節の合併振興基金に係る起債につきましては、市長も提案理由でも触れられておりますが、合併振興基金の発行限度額の計算において、都道府県ごとに取り扱いが異なっていることが判明をいたしまして、このたび総務省から統一的な取り扱いが示されたところでございます。

特例債による基金造成は、最高限度額が 40 億円と定められておりまして、本市の場合 2 段階合併でありまして、最高額まで積み立てが可能ということでございます。95%の充当率でございますので、起債の限度額は 40 掛ける 0.95 ということで 38 億円まで対応できるということであります。

県からは残りの 15 億 3,520 万円のうち、予算書記載の 13 億 4,510 万円の許可を受けることとなりましたので、ここで地域づくり資金貸付とあわせ、14 億 1,580 万円の基金造成とさせていただきますのでございます。なお、残りの 1 億 9,010 万円につきましても、来年度以降協議が整い次第、追加発行の予定をすることでございます。また、その下の 5 節 地域総合整備資金貸付事業債は 2,500 万円の減額ですが、融資を受ける事業者のほうで延期をしたいということで、本年度予算から減額計上をさせていただくものでございます。以上が歳入の補正でございます。

24 ページ、25 ページをお願いいたします。事項別明細書 3 の歳出からご説明申し上げます。

第 2 款 総務費 1 項 1 目 一般管理費の説明欄の行政共通事務費は、郵送料の不足を、職員費でございますが、給料ほか決算見込みによる減額計上でございます。3 目 電算対策事業費では、

電算情報管理一般経費では 310 万円、総合行政システム事業費で 1,100 万円、住民基本台帳システム事業費で 253 万円ほど、辺地共聴施設整備事業費で 350 万円、それぞれ事業執行に伴う不用額の減額でございます。

4 目の車両集中管理費は、管理一般経費で修理費を、運行経費では燃料費の不足分を追加させていただくものであります。6 目の財産管理費では、庁舎管理費では燃料費を、普通財産管理費では砂防事業に係る大倉行政区からの預かり財産の部分を補償金として 121 万円ほど受け取っておりますので、それを行政区に支出するものでありますし、ウッドタウン八色団地費は消パイ用電気料の追加、基金費は 26、27 ページをお願いいたします。

歳入で申し上げました、合併振興基金積立金 14 億 1,590 万円であります。なお、予算の概要 6 ページに、平成 24 年度末の基金関係の予定残高が記載されておりますが、合併振興基金で 29 億 4,074 万円、財調では 18 億 3,807 万円ほど、合計 47 億 7,881 万円ほどの予定でございます。8 目地域開発センター及び公会堂費では、城内開発センターの暖房器の不具合から 116 万円ほど、公会堂費では消パイ電気料の追加をお願いしたいものでございます。9 目バス運行対策費では、通学バスの委託料が実績から 1,701 万円ほどの減額でございます。

第 3 款 1 項 2 目心身障害福祉費の心身障害福祉一般経費では、総合支援法の改正や県からの権限移譲に伴うシステム改修に 38 万円ほどの追加、自立支援事業ではいずれも人員や件数の増減により補正とさせていただくものでありますし、丸の地域生活支援事業費では、地域活動支援センター委託料が給付費減により委託料の増加 360 万円ほど、紙おむつ、特殊寝台などの日常生活用具給付及び日中一時支援給付は、それぞれ決算見込みによる減額の計上でございます。3 目老人福祉費では、老人保護措置事業費 276 万円の減額は、措置解除によるものでございますし、生活支援事業費の緊急通報事業では転出、施設入所などからの利用者減や新規利用者が少なかったことで、152 万円の減額であります。丸の介護保険対策費 2,122 万円ほど減額は、決算見込みによる特別会計繰出し分でありますし、丸の介護保険事業費は、社会福祉法人等からの申請額の減による減額でございます。

28、29 ページをお願いいたします。丸の介護基盤緊急整備等事業費減額 694 万円は、施設整備分で小規模多機能が 1 か所平成 25 年度申請になることによるものですし、開設準備分は、補助率増高によるものでございます。4 目包括支援事業費、減額の 290 万円は、認定調査員の賃金、ケアプラン作成委託の実績から減額とするものでございます。6 目医療費助成事業でございますが、心身障害者医療費等助成事業 808 万円の追加であります。医療費の増加によるものでございます。9 目老人ホーム魚沼荘管理運営費では、単価上昇によるガス代の計上及び入院、外泊、デイサービスの利用から、欠食分の給食業務委託料減額 240 万円あります。

2 項 1 目子育て支援費では、県単分で、子ども医療費助成事業は、平成 24 年 9 月から子ども 3 人以上の場合、中学卒業までと拡大されましたが、中学生で大幅な伸びとならず、中学生以外でも減少したことで助成単価の減によるものが 500 万円、市単分でも助成件数減と助成単価減により 2,400 万円の減額計上でございます。ひとり親家庭の部分では、受診件数の

増と助成単価の増から 150 万円の増額補正でございます。

2 目の児童措置費は、財源更正でございます。

3 目子ども手当等支給事業費であります。平成 24 年 6 月分から所得制限が設けられたことから、支給額の減と対象児童の減から 2,900 万円の減額であります。4 目児童福祉施設費の常設保育園管理運営費では、10 施設の未満児室の畳の表替えに係る経費 65 万円ほど、常設保育園費では燃料費の不足分を、保育園大規模改修事業費 715 万円ほどは、次の 30、31 ページをお願いいたします。大木六、上長崎保育園の耐震補強設計の委託料です。児童福祉補助・負担金事業では、病児・病後児保育施設整備をされる金城保育園さんの変更増によるものであります。

3 項 1 目生活保護総務費であります。決算見込みにより 283 万円ほどの減額補正であります。2 目生活保護扶助費は、財源更正でございます。

第 4 款衛生費 1 項 4 目医療等対策費では、丸の病院事業対策費 1 億 7,400 万円ですが、大和病院事業会計補助として、資金不足分で 1 億 2,900 万円、駐車場造成部分で 1,500 万円の計 1 億 4,400 万円、新市立病院事業出資金として 3,000 万円であります。その次の丸の総合的保健医療体制整備の関係では、コホート調査のアンケート配布、回収の報償費を 224 万円、エネルギー棟の計画変更により、一旦ここで 7 億 9,500 万円の減額をさせていただきたいものであります。

3 項 1 目の清掃総務費であります。32、33 ページをお願いいたします。ごみの分別や出し方のガイドの作成を、翌年度に送ったための減額でございます。3 項 3 目のし尿塵芥処理施設費では、可燃ごみ処理施設運営費で飛灰の保管をストックヤードの利用としたため、倉庫の借り上げが不用となりまして 800 万円の減額、可燃ごみ処理施設整備事業費でも、内容精査で設備点検委託料 800 万円の減額、不燃ごみ処理施設運営費では、水害の災害復旧補助事業で保険金が収入となりましたので、1,673 万円余りの補助金返還を行うものであります。ごみ埋立処分施設運営費は、決算見込みによる減額計上でありますし、環境衛生センター付属施設である「金城の里」の焼却炉停止に伴う灯油代の追加補正でございます。

第 5 款労働費 1 項 1 目労働諸費であります。歳入の市債のところで申し上げたことによる減額であります。

第 6 款 1 項 2 目農業振興費で、農業振興対策補助事業費 1,602 万円ほどの追加であります。補助金、補給金の関係では事業確定見込みによるものでございますし、農地集積協力金、新規就農給付金、過疎集落等自立再生の部分は、歳入で申し上げた内容でございます。

34 ページ、35 ページをお願いいたします。水田農業構造改革対策は、転作助成金 300 万円の減、中山間地域等直接支払では、岩之下地区の農道拡幅の部分 190 平米が協定除外となり、過年度返還金とするものでございます。4 目の農地費では、土地改良事業費では、委託料は、吉里、外谷、思川地区の事業費の減で 8,005 万円ほど、償還補助金は南魚沼土改で借り換えによる減が 138 万円ほどであります。

県営事業負担金として 2,650 万円ほどであります。いずれも県の内示による増減であり

ます。農地・水保全管理支払交付金は、支援単価の減で 245 万円の減額、農業集落排水事業対策費は、農集及び浄化槽の部分の特別会計繰出金が、トータル 964 万円の減額計上でございます。

2 項 1 目林業振興費では、分収造林事業 184 万円の減であります。災害復旧優先として実施面積の減によるものでございますし、森林整備加速化でも面積と作業道の延長の減から 352 万円の減額であります。水源林造成事業では、国の国土強靱化補正で除伐に 105 万円、一番下の丸の南魚沼産材で家づくり事業では、申請件数が 1 月末現在で 8 件であったことによる不用額の減額 500 万円でございます。

36、37 ページをお願いいたします。3 目治山振興費は財源更正であります。

第 7 款 1 項 1 目商工業振興費は、商工施設管理運営費で工事の不用残の減額計上でありませ

す。第 8 款土木費 2 項道路橋りょう費の 2 目道路橋りょう維持補修事業では、経済対策補正の前倒しとして、1 億 7,780 万円追加であります。路盤の支持力を見る CBR 試験 9 か所、橋りょう修繕詳細設計 3 橋など、工事関係では舗装の修繕、橋りょう修繕などを予定しているものでございます。3 目では機械除雪費に 1 億円、消融雪事業で消雪電気料に 2,200 万円の追加、その下 3 つの丸はトータル 2 億 5,200 万円になりますが、経済対策前倒しで消パイリフレッシュ、流雪溝整備、ロータリー 2.2 メートル級の整備を予定するものでございます。4 目でも 4 億 80 万円の追加ですが、同じく前倒しで市道改良工事としたいものであります。

38、39 ページをお願いします。物件補償費から工事費、用地購入費への組み替えでございます。

4 項 2 目の都市計画事業費では、事業精査による下水道特別会計繰出の減が 3,915 万円ほど、3 目の都市計画施設費では、今冬の雪に関連し、実績見込みによるそれぞれ補正でございます。5 項 1 目住環境整備事業費であります。丸の市営住宅管理費は、不足分でございますし、住生活基本計画策定の部分は事業確定による減額の 100 万円であります。木造住宅耐震診断の部分では、30 件の措置で 4 件、40 ページ、41 ページをお願いします。克雪住宅推進の部分で、宅内消雪設備が 20 件の予定が 5 件、克雪住まいづくり支援が 20 件の予定が 6 件、木造住宅耐震改修では、5 件の予定が 0 件ということであります。最下段の個人住宅リフォームの部分は、946 件ほどの実績でございます。不用の部分について、それぞれ減額とさせていただくものでございます。6 項国土調査費は執行見込みにより、9 款消防費につきましては、1 目の常備消防費は水利整備として耐震性貯水槽 60 トンと 40 トンの整備に 1,650 万円、2 つ目の丸の庁舎付属施設整備事業で、それぞれ不用額の計上でございます。

3 目の防災費では、歳入で触れました Jアラート、全国瞬時警報システム——これは総務省消防庁から衛星経由で自治体に来る部分ではありますが、これの器具及び設置工事を行うものでございます。

41、42 ページをお願いいたします。第 10 款教育費 1 項 1 目教育委員会費では、教育委員会一般経費は基金利息の積み立てでありますし、教育改革推進事業では、日本語支援講師の

不足する賃金を29万円ほど追加、教育奨学金では貸付実績の減から積み立てを一時休止するものでございまして、1,000万円の減額補正であります。2項小学校費の1目は、決算見込みによる増額でありますし、2目は財源更正でございます。3項1目中学校教育運営費は、管理一般経費の不足見込額の計上と送迎バスの不用額の減額計上でございます。

44、45 ページでございますが、4項2目特別支援学校整備費は、財源更正でございます。5項1目幼稚園教育運営費では、幼稚園就園奨励費で所得階層に誤りがございまして、過年度返還金9万円ほどの計上でございます。6項社会教育費3目図書館費であります。財源更正でございます。4目文化行政費では、それぞれ事業に係る不用額の減額でございます。5目文化施設費では、歳入で申し上げたご寄附をいただいたことによる、財源更正でございます。7項1目保健体育総務費も財源更正でございます。

46、47 ページをお願いいたします。7項3目学校給食費では、歳入で触れました全体の配食数の減から、1,017万円ほどの減額であります。

第11款災害復旧費の2項1目公共土木施設災害復旧費では、事業調整による予算の組み替えでありまして、1,231万円ほどを減額いたしまして、次の3項1目豪雨災害公共施設応急復旧費に組み替えまして、修繕料の減と応急復旧費の更正でございます。

2目豪雨災害公共施設復旧費であります。説明欄、豪雨災害農林施設復旧費では、1億8,032万円ほどの減額ですが、農災残土処分などで管理委託、ふるい分け、処分などの実績減による補正減でありますし、林道では、各路線の精査、工法変更などにより減額としたいものであります。次の豪雨災害土木施設復旧費では、深沢地区の県事業への負担金の追加であります。4項1目の公共その他施設災害復旧費では、財源の更正でございます。

48 ページ、49 ページをお願いいたします。第14款予備費1項1目予備費では、収支調整として予備費に31万円ほどでございます。以上が、歳出の部分であります。

7 ページをお開きいただきたいと存じます。第2表 繰越明許費補正でございますが、8 ページにわたりますが、記載の29件26億7,258万円ほどを繰越明許費として設定させていただきたいものでございます。

9 ページをお願いいたします。第3表債務負担行為の補正であります。市長が提案理由で申し上げましたように、記載のように変更させていただきたいものでございます。

10 ページでございますが、第4表地方債の補正でございます。事業の所要の調整をいたしまして、合計で18億2,990万円の補正増をお願いしたいものでございます。大きく増えておりますが、これは先ほどもご説明申し上げましたが、そのうち合併振興基金造成に係る部分が、14億1,580万円でありますので、それを除くと4億1,410万円の増ということになるものでございます。

1 ページに戻っていただきますと、歳出歳入予算の総額を、361億5,141万8,000円とさせていただきます。大変長くなりまして恐縮ですが以上で、説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

なお、質疑に当たってはページ数を示していただきますようお願いいたします。

○議 長 15 番・樋口和人君。

○樋口和人君 33 ページになります清掃総務費で、印刷製本費ということでごみの出し方等々という話だったのですが、確か今月いっぱい不燃ごみかな、昔使っていたごみの袋が 1 回使えなくなるといったのが結構市民の方からあって、確か今年度いっぱいそれも使えますというような話になったと思うのです。いろいろ聞いてみますと、やはり結構お年寄りの方はため込んでいるといいますか、かなりいっぱい持っている方がいらっしゃるということです。この辺は出し方というかあれですけども、あの袋がやはり新しいものに替えないと非常に何か不具合があるのか。あるいは今のままでも収集に余り不具合がないのであれば、お年寄りが持っている分がなくなるぐらいまでは、どこかで線は引かなければいけないと思いますが、その辺をちょっと検討しているかどうかというのを教えてもらいたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今の件につきましては、旧広域時代につくられた袋につきまして、市の袋と混在して出ているので、収集業者が混乱するというような場面がありまして、今ほど樋口議員が言われましたように期限を切って、それ以降は使えませんよというお知らせを一回しました。やはり市民の方からいろいろご意見をいただきまして検討した結果、その後広報でもお伝えしましたが、期限を切らないでなくなるまでお使いいただけますよということでお知らせしたところでございます。まだそういったことでちょっと周知が足りないようでありましたら、また広報のほうを検討しますけれども、対応としては引き続きなくなるまで使っていただければというふうに思っているところでございます。

○議 長 15 番・樋口和人君。

○樋口和人君 ありがとうございます。今言ったように私も言われて 1 回ここまで延びたよというのまでは知っていたのですが、その後がやはり——結構広報を見ているようなつもりですけどもちょっとわかっていけませんので、多分まだ心配なさっている方々がいらっしゃると思います。ぜひその辺をもう一回お伝えいただければありがたいなと思います。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 点お聞きしますが、31 ページの大和病院事業会計補助金 1 億 4,400 万円についてです。医師の病気ということですが、非常に会計上大変なことになっています。これについて復帰の見込み等は、やはりここで聞いておくべきかなという感じがします。個人的な問題でありますのでどういう病気かということ、病気なのか何なのか病気ということですが、どういう病気だかともわからないわけですが、聞いてもなかなか聞かないということですけども、復帰の見込みだけでもひとつお聞きしたい。そしてまたこれから先生方が一つに固まって一生懸命やっていただけのようなものであるのかどうか、その辺ひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 先ほど市長からもお話がありましたが、整形外科の医師が 11 月ぐら

いから1名体調を崩されまして、入院をしたり手術をしたりということでございましたが、経過は順調でございまして3月1日から復帰をしております。ただ、全面的に復帰ともいきませんので時間をかけて、また、負担がかかってつぶれてしまったりしては元も子もありませんので、時間をかけて徐々に体を慣らしながら、診療に当たっていただきたいということでお願いをしてあります。以上です。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと4点になるんですけどもお聞きしたいと思います。まず1点目が33ページですが地域総合整備資金貸付金で、これは多分12月だかに出たふるさと融資の関係だと思えますけれども、ちょっと補正予算当時からハードルが高いなというふうな感じもしたんですけども、雇用促進からすると大変期待をした事業です。ここ、ちょっと延期になったという説明だったんですけども、今後またそういう取り組みというか事業拡大というか、そういう予定もあるのか。差し支えがない範囲で結構ですけども、余り立ち入ったことも聞けないと思いますので、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

次は37ページですけども、生活資本整備交付金で非常に予算がつきまして、いろいろな面で繰り越しになる事業が大分増えていますね。それについての平成25年度事業の前倒しというようなことなので、箇所づけといいますか、どれをやるかというのは決まっているのかもしれないけれども、箇所づけあたりは決まっているのか。それで、平成25年度予算にもある程度の同様の予算が付いて、事業も平成25年度事業としてあると思います。そこら辺の業者対応といいますか仕事を進める上での対応が、ちょっと当初予算の倍にもなっているところも多分あると思いますので、大丈夫だとは思いますが、その辺の見直しをお聞かせいただきたいというふうに思います。

3点目ですけども41ページです。克雪住宅推進事業の関係ですが、上の宅地等消雪設備補助金ということで、これは六日町の多分地盤沈下区域内の地下水を使わないロードヒーティングとかそういうところの補助金だと思えますけれども、なかなか行政のほうでも地盤沈下対応は難しい中です。補助制度をつくっているんですが、こういう推奨するような事業があつて補助を出すというのだったら、非常に受け入れやすいと思えますけれども、見ると20件中5件ぐらいしか申請がないような感じになっています。ここら辺の実態といいますかそこら辺を聞かせていただきたいと思います。

その下は今度は住まいづくりですが、これは県事業だと思えますけれども、それも多分地下水を使わないで克雪住宅とか耐雪住宅とかそういうものだと思いますが、県事業なので仕方がないと思えますけれども、こういう豪雪地帯——今回も問題になっていますけれども、もうちょっと幅広く使えるような要求といいますか取り組みなんてできないものかということをお聞きします。

長くなってすみませんが4点目ですけども45ページです。これもたびたび聞きますけれども郷土史編さん事業ですが、今回も筆耕料が減額になっていますし、それに伴ってまた印刷製本費も減額になっています。ここ数年をみますと若干原稿ができた、若干印刷があつた

というところもあるんですけども、一応「六日町誌」については26年まで、「大和町史」についてはその後27年からということに事業計画はなっています。こういう中ではなかなかそれが難しくなっているんじゃないかというような気がします。今後のその計画変更といえますか、このやり方の変更みたいなものがあるのかなのかということをお聞きしたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 地域総合整備資金貸付金についてですが、こちらについては申請書類が年度内に間に合わなかったというようなことで、今回取り下げということになります。平成25年度の補正予算等に要望したいというお話は聞いております。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 37ページの国の経済対策の関係でございますけれども、まずお問い合わせのありましたものについてですが、箇所につきましては決まっております。全部決まっておりますのでその箇所づけによって事業配分をしていくということで考えております。

あと平成25年度事業でございますけれども、特に前倒しというか新規事業については平成25年度の予算の中で計上しているということでございますので、平成25年度の当初予算の中でまたご説明させていただきたいと思っております。

あと業者の対応の見通しということでございます。私どもも国、県のほうも大変大型な補正予算がついております。県との相談の中ではいろいろと業者対応もあるので、災害と同じような形でちょっと調整会議をしていきたいと思いますということで考えておりますので、この補正部分については何とか平成25年度中に完了したいというふうに考えております。その辺の業者の対応については今後、県との調整をしていきたいというふうに思っております。

あと41ページの克雪住宅の関係でございます。宅地等の消雪の補助金でございます。20件のうち今年は大体5件が見込みということでございますが、実際この部分について昨年度、補助金交付要綱の改正をさせていただきました。今まで去年、今年度24年度が補助要綱の改正になっていますが、平成23年度までが15万7,000円ほどの補助金だったのですが、今3分の1の50万円までということで改正させていただきました。5件ということになりました。今まではほとんど3件だとか2件ということでございますので、その辺を含めて考えて、今後ともピーアールしていきたいというふうに考えております。

あと克雪住宅の住まいづくりでございますけれども、この部分についても県の事業でございますが、なかなかこの辺も屋根の関係でございますので、消雪を使わない屋根の構造という補助金をやっております。これは市内全域を対象としているものでございますので、この取り組みについても補助金の改正だとかそこまでは考えておりませんが、そういう中で補助制度のピーアールの充実といいますか、そういうのを含めて検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 45ページの郷土史編さん事業費でございますけれども、26年までに六日

町、それから27年までに大和ということで計画をされているということはおっしゃるとおりでございます。今までの経過をちょっと申し上げますと、平成22年度で資料編の二、これは「近現代」でございますが発刊をしております。ところが平成23年度に発刊予定の資料編一、「先史・古代・中世」これがちょっと遅れておりました、平成25年度にずれ込む見込みと。それから平成24年度、今年度に発刊する予定でございました資料編の三、「民族」であります、これが今回の減額の原因でございます。印刷製本費、筆耕料ともにちょっと今年度中にはちょっと無理ということで、来年度に申し送るというような状況になってございます。

全体の計画変更はないのかどうかということでございますが、例えば資料編一の先史・古代・中世につきましては、もうほぼ準備はできて平成25年度になればすぐ発刊の運びというくらいな程度になっておりますし、平成24年度で予定の今回の減額補正をさせていただきました部分についても、筆耕料等については来年度途中でまた予算をいただいきながら、何とか進めていきたいということでございます。何とかその全体の計画の変更は今のところ苦しいですけれど、変更はしないでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 恐れ入ります。簡単にいきますので5点ほどお願いします。短期的で余りにも急な補正予算がきた関係で、財政シミュレーション的にはどういうふうな感触になっていくのかその辺の方向を伺いたいのがまず1点です。

ページ25、車両管理費ですけれど、乗ってみますと非常に15年過ぎた、18年過ぎたというような車を使っているようなので、修理、燃料、環境のためとか、職員の快適運行、職務執行のためとか、もう少しちょっと車両管理、経済的な車に乗り換えとかできるのではないかなというのが1点。

3点目ですがページ35の南魚沼産材での家づくり、今ほどの克雪住宅じゃないですけれども、もう少しやはり使いやすいようにするにはどういうふうにかえられているか。

4点目ですがページ43の教育関係ですけれども、大規模改修と建物本体の老朽化、築40年を過ぎて本体の老朽化という関係をもう少しちょっと研究というか、どういう方向で今考えられているのか伺いたいと思います。

最後ページ47、給食の賄いの関係ですが、先日もあることがあったわけですけれども、検品の体制についてちょっと説明をいただければと思います。以上ですがお願いします。

○議長 副市長。

○副市長 最初の財政の部分であります、今の補正につきましては平成25年度の前倒しの部分でありますし、大きくシミュレーションといいますか財政計画に変更があるということではないというふうに思っています。

それから、先ほど説明の中で申し上げましたが、財調の残りそれから財調に似た合併振興基金で確保できるわけありますので、ほぼ順調ではないかというふうに思っております。

それから車の件でございますが、リースの車とそれからそうでない車とあるわけですが、

なかなか台数もいっぱいありますし、買えればいいんでしょうけれども金額もかさみますので、順次古くなったものから更新をさせていただいているということになります。

恐らく 10 年を超えて早々というのはそんなにありませんので、リースが 5 年で終わって、それから四、五年乗ってというような形にさせていただいています。全部リースでやってしまえば同じ結果になりますし、今は余り金利も高くありませんので、適宜購入なりということとで考えていきたいというふうに思っております。私の部分では以上でございます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 南魚沼産材で家づくり事業でございますが、こちらについてはやっぱり経済状況等が影響すると思います。昨年度については住宅建築確認が 186 件ですが、今年については 193 件ということで若干伸びております。このまま経済情勢がよくなるというのを期待するところでございます。

あと昨年もピーアールのほうは 4 月 1 日号に出させていただきましたが、このピーアールのもう少し強化、それからあとは流通問題、それから間伐の作業道とかそういういろいろな絡みがありますので、総体的に県の補助とも合わせてピーアールを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 まず学校の大規模の改修工事と校舎自体の寿命ということでございます。まず大規模改造につきましては、おおむね補助が受けられるのが大体 20 年を超えたものということで、その部分については 3 分の 1 の補助がありますので、今現在 20 年を超え 25 年くらいのものでしょうか、それから 30 年の部分について、今改修、大規模改造を計画的にやっております。ですので、寿命からいきますと大規模を 2 回程度行って、一応校舎自体の寿命ということになりますと、大体鉄筋コンクリートになると 60 年と言われておりますので、2 回改修をしたら新たな校舎に建て替えるというような基本的な考え方を持っております。

それから給食の食材の検品でございます。納品した時点の検査でございますが、まず納品をされた段階で納品日、それから納品のその物の賞味期限を記載いたします。それからその後栄養士のほうに伝票が回っていきますので、それを確認をし、さらに調理をする前日に準備をしますので、その段階で確認をするという段階をとっておりました。今まではその形をとるわけですけど、今回の「ごま入りの賞味期限切れ」という部分については、非常にそれはもう思い込みというのが強かった。西暦で記載されているのをうっかりもう納品されたばかりであり、かつ新しいというような思い込みで 3 つのチェックポイントをスルーしてしまったということでございましたので、いつあるかわからないという気持ちを持って臨むよう指示したところでございます。以上でございます。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 点ほどお伺いします。まず 15 ページの市税でありますけれども、午前中の市長の方針演説の中で、図書館の建物と土地の一部の買収を行ったという部分がありました。これの連動している部分での未収納と申しますか、収納されているものが出てくると思

ったんですけれども、その部分はどうなっているのかをお伺いいたします。

それから 25 ページ上段の職員費でありますけれども、給料部分が 4,500 万円の減額であります。早期退職の方がおられてその部分かなと思いますけれども、早期退職という部分について現在教えらるる分があれば教えていただきたい。

その下のページの基金と合併振興基金、積み増しを 14 億 1,500 万円行うという部分であります。この合併振興基金、本来この基金はその利子、運用益を事業に充てていこうと、その事業については規制もあったわけです。新しい市の一体感の醸成であったり、あるいは旧町であったところの伝統的なものの事業であったり。施設整備にこういうものを使っていこうというそういう目的の基金ではないわけです。

今回その上限額を 40 億円というふうに想定をして積み増しをしているという話でありましたけれども、本来、南魚沼市のほうは 23 億円がてっぺんであろうという形で今までずっとやってきたわけです。それはやっぱり運用益でしか事業ができないという部分で考えていた。ところが、平成 18 年の総務省の通達によって、返済を行っている部分についての基金の取り崩しはやってもかまわないと。しかしながら、その使い方についてどうかという部分については、私は承知をしておらないのでありますけれども、この基金を使ってそういう施設整備を行うというのは私はできないのではないかと思います、その辺どうお考えなのか。

もう 1 つは基金といっても借金をして積むわけでありますので、当然その借金に対して利子を払わなければいけない。40 億円、30 億円であってもいいんですけれども、その分についての利息部分はいただくが借りた分の利息は払わなければならない。そうすると、これほど大掛かりな基金積み立てに借金をするということになると、運用益は出ないのではないかなというふうに思います。ここら辺をどのようにお考えなのかということをお伺いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今回の法人市民税につきましても現年分の補正ということで、今の時点で考えられる数値を 6,000 万円ということで計上させていただいたというふうな状況でございます。当然この中には滞納分が入っていないということで、滞納分の収納状況、個別の部分については答弁を差し控えさせていただきたいというふうに思っております。

○議 長 副市長。

○副市長 先の人員の部分であります、当初予算でございますので早期退職を次の年度にどういうメンバーになるかというのは、当然想定をしていないと言いますかできないわけです。それで 668 名で組んでいったということですので、入れ替わりがあったり、あるいは一般会計の分の中の金額の高い人が動いたりした中では出てくるということです。ですので、何名が幾らになったからこういう差が出たというか、当初予算のときの考え方と現実の結果の差だというふうにお考えをいただきたいと思います。

それから、基金でございますが、もともと合併振興基金というのは積み立てておきまして、今は一部取り崩しということが可能ですが、交付税の算定期間が今度段階的に落ちていくときに使おうというのが大きな目的でした。要は設備に使うてはならないということではなく

て、合併によって融通されるといいますかレベルアップになるといいますか、という部分に
使って差し支えないものだというふうに私は思っています。前にお話ししましたように財調
とそう大きな差はないものだと、ただ、元利を返還しない分については取り崩してはならな
いということになっていますので、それはそういうふうにさせていただいてきております。

それからもう1点は合併振興基金が、金利の部分でありますけれども、これは元金の70%
が交付税算入されるわけでありますから、総トータルの95%が充当で、充当されたものに金
利がかかるわけです。元金を払わなければならないわけです。その元金の70%が交付税に
算入されるわけですから、借りたとしても元金の30%を払えば、そのものは積み立てにな
るということでご理解をいただけたらと思いますがいかがでしょうか。以上です。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市税の部分でありますけれども、非常にデリケートな部分でありますので、
もう3月補正には当然載ってくるというふうに期待をしていたわけです。お年玉ではありま
せんけれども。その部分は平成25年度予算でまたちょっとお聞きをいたします。

職員については副市長がおっしゃるとおり、当初の人数から見ればこれは減額であろう。
ただ、この時点で恐らく早期退職される方は何名ということはわかっているんでしょうけれ
ども、なかなかこれもいろいろな事情がおりかなというふうに思います。4,500万円とい
うのは大変な金額でございますから、かなりこの2月、3月になるかわかりませんが、
この一、二か月に4,500万円というのは大変な金額だなというふうに思っておりました。

それから振興基金の部分ですけれども、結局は例えば40億円を借りた場合の利子がありま
すね。その部分を確かにいろいろ計算していくと、全体でも市は33.5%ぐらいの負担をすれ
ばいい。ところが、預けてあるという事実をみますと、もうほとんど桁数でいくと10分の1
ですよ。借りたときに恐らく1.2から1.6%ぐらいの間で借りているのでしょうか。預けて
もらえる利子というのは0.2から0.25%ぐらいしかない。それを差し引きすると、私は運
用益ではなくて、むしろマイナスが出てくる部分だなというふうに思っています。

ただ、この部分を積み立てておいて、10年後か20年後かわかりませんがその資金
にしたい。当然、交付税が減ってくる部分について今から積んでおくのだという部分であり
ますけれど、運用益については私は出ないものだというふうに思っています。実際問題に利
子が何%あるのかということをお教えいただきたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今ほどの合併振興基金の件ですけれども、こちらにつきましては議員おっし
ゃるとおり借入利率につきましては1%ちょっとかと思っております。それから先ほど副市
長が申し上げましたとおり、その利子分につきましては70%が交付税算入になっておりま
すので、実質的な金利負担というのはもう少し低いのかなとは考えております。

それから、運用益ですけれども、こちらにつきましては定期預金等で運用しているわけ
ではなくて、今ほかの基金もありますので全部がそうということではありませんけれども、国
債のほうとかで運用をさせてもらっておりますので、もう少し利率のほうが生じているので

はないかというふうに考えております。

それから、合併振興基金の最終的に返済が終わった後にではどうするのかということにつきましては、総務省のほうでも最終的な見解が出ておりません。ただ、市で起債を起こして、それで市で返済をしたものを最終的にその基金を国のほうで返済をしろと、こういうことにはならないものだというふうに考えております。その用途につきまして制限が、例えば投資的なものに投資ができないのか、または本当に合併のものしか使えないのか。そこにつきましては先ほど申し上げましたように総務省の見解がまだ出ておらないという現状でございます。以上です。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけお願いいたします。19 ページ県支出金の農林水産業の補助金の件であります。新規就農総合支援事業県補助金 1,050 万円ほど、これが該当者なしという説明でございました。この支援補助金のねらうところと、それから市のほうではここへ新規の就農者の動向といいますか予測といいますか、それをどのように捉えているかお聞かせください。

○議 長 産業部長。

○産業部長 こちらについては、人・農地プランに係る分の新規就農者の部分です。こちらについては、平成 24 年度から事業が始まったということで、まだ周知が非常にできていないという部分もあります。今回、農区長会議等でもこの人・農地プランをピーアールをしておりますので、そういう中で今後これを申し込んでくれる人をぜひ募集をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 調べたけれどもやっぱりまだこれはまだ周知の段階でありまして、ある意味この地域にとりましても目玉になっていく可能性がある事業ですから、その辺のピーアール、周知の方法、範囲これからも徹底していただきたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 12 号議案 平成 24 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 7 号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 13 号議案 平成 24 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 13 号議案につきまして提案理由を申し上げます。この補正予算は介護サービス事業費の精査によります増減、及び国県負担金の内示等によりまして補正をするものであります。

歳入につきましては本年度交付額の内示によりまして、国県負担金等の減額分を計上し、これに伴う歳入不足につきましては、介護給付費の準備基金の取り崩しにより補填をするものであります。

歳出につきましては介護給付費について事業の実績見込みに基づき、居宅介護サービス給付費の減額、介護予防サービス諸費の減額等を計上いたしました。また、地域支援事業費につきましては、事業の実績見込みに基づき介護予防事業費、包括的支援事業費、任意事業費とも減額を計上いたしました。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 2,807 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 57 億 2,409 万円としたいものであります。詳細につきましては福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは私のほうから事項別明細にて説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開きください。最初に歳入のほうですが、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、決算見込みでは被保険者の所得段階が当初見積もりより若干高かったことにより、800 万円を増額するものです。

次の 4 款 1 項 1 目介護給付費負担金から一番下の 6 款 1 項 1 目介護給付費負担金までは、今年度交付額決定内示に基づき、それぞれ減額するものです。

10 ページ、11 ページをお開きください。6 款 2 項 1 目及び 2 目の地域支援事業交付金は、事業費の減額に伴いルールにより減額するものでございます。7 款 1 項 1 目財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子の計上でございます。8 款 1 項 1 目介護給付費繰入金は、給付費等の減額に伴い、1,424 万円を減額するものでございます。2 目及び 3 目の地域支援事業繰入金は、事業費の減額に伴い、104 万円を減額するものでございます。4 目その他一般会計繰入金は、昨年 4 月から、新規申請者の要介護認定の有効期間が、前は 3 から 6 か月だったのですが、これが 3 から 12 か月に変更になったことなどにより、更新申請が減ったため、介護認定審査会の委員報酬、主治医意見書作成手数料、認定調査外部委託料分などの 593 万円を減額するものでございます。2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金では、国県支出金等の減額に伴う歳入不足分を一旦補填として 6,150 万円を繰り入れるものでございます。

12 ページ、13 ページをご覧ください。9 款 2 項 1 目第三者納付金は、実績に基づき、それから 3 目雑入は、決算見込みによる増減額を計上しております。

14 ページ、15 ページをご覧ください。次に歳出のほうですが、1 款 1 項 1 目の職員給与費

は、過不足調整のための組み替え予算でございます。3項1目の介護認定審査会費及び2目の認定調査費は、歳入のところで申し上げましたが、新規認定者の有効期間の一部延長などに伴い、更新申請の件数が減ったことによる減額でございます。

2款1項1目介護サービス諸費の最初の丸、居宅介護サービス給付費は、新設特養併設のデイサービスそれからショートステイの利用が低調だったこと、それからサービス付き高齢者住宅の利用開始を本年度中ということで見込んでおりましたが、開設が次年度にずれ込んだことなどによる減額でございます。

次の丸の居宅介護福祉用具費とその次の居宅介護住宅改修費については、前年度の伸びなどにより大幅な伸びを当初見込んでいましたが、予想より低調に推移したことによる減額でございます。2項1目の介護予防サービス諸費の4つの丸の費用でございますが、今ほどの介護サービス諸費と同様な理由によるそれぞれ減額でございます。

16ページ、17ページをご覧ください。2款3項から次の18ページ、19ページの2款6項までは、歳入補正に伴います財源更正の変更でございます。

18ページ、19ページのほうの3款地域支援事業費は、次のページも含めまして実績見込みによる減額と組み替えによる増減を計上したものでございます。

20ページ、21ページの一番下になります5款1項1目の介護給付費準備基金積立金は、歳入で計上しました運用利子をそのまま積み立てるものでございます。

これによりまして平成24年度予算執行後の基金残高は、2億2,000万円強となり、前年度末より850万円の増となる見込みです。これは平成25年度予算の執行分を計算しない場合は、850万円の増となるということでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点だけお伺いしますけれども、14ページの保険給付費であります。決算ではないのでなかなか出ていない部分でありましようけれども、限度額の58%ぐらいしか市のほうでは使っていないというのが大体の決算で出ているんですけれども、今回、保険給付費は1億円を超える減額になるわけです。その減額に対してやっぱりこの58%は、大体上回っていくのか、下回っていくのかという、そういう予想がついていたら教えてもらいたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ちょっとその58%のところはきちんとまだつかんでいませんけれども、一番の原因は先ほど申し上げましたように、特養に併設されておりましたショートステイとデイサービスですか、それからサービス付き高齢者住宅、これらの開設利用等を見込んだ分がなかったこと、あるいは低調だったそういったことによる減が一番大きいものだというふうに思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 13 号議案 平成 24 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 3 時 10 分といたします。

〔午後 2 時 56 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後 3 時 10 分〕

○議 長 日程第 17、第 14 号議案 平成 24 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 14 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は決算見込みによります歳入歳出の増減と、国の補正予算によります平成 25 年度事業費前倒し分の計上が主な内容であります。歳出では施設管理費で事業費の確定見込みによりまして 950 万円の減額、下水道事業費では本年度事業の確定見込みによりまして 1 億 2,244 万円を減額し、また、国補正予算によります平成 25 年度前倒し事業費 4 億 4,120 万円を追加するため、差し引き 3 億 1,875 万円を増額計上いたしました。

歳入では平成 25 年度前倒し事業費分として国庫補助金及び市債でそれぞれ 2 億 1,060 万円を計上するとともに、分担金及び負担金使用料、並びに一般会計繰入金において決算見込みによります所要額を計上いたしました。また、繰越明許費といたしまして国の補正予算によります事業費ほか 1 件で 4 億 5,719 万円を繰り越し、うち国補正予算分は 4 億 4,120 万円、これは未契約で繰り越すものであります。

以上、既決予算額に歳入歳出それぞれ 3 億 422 万円を追加いたしまして、総額を 53 億 7,184 万 8,000 円としたいものであります。詳細につきましては企業部長より説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは 14 号議案について説明を申し上げます。事項別明細の 10 ページ、11 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 1 項 3 目浄化槽の分担金でございますが、本年度設置予定を 25 基というふうにしていたわけですが、実績で 17 基ということで決定をいたしましたので、減った分について減額をするものでございます。2 項 1 目公共下水道受益者負担金でございます。これにつきましては魚沼基幹病院の負担金ということで、270 万円ほど、それから新規農転分ということで、含めまして 340 万円ほどを追加するものでございます。

2款1項使用料でございますが、それぞれ減額の補正となっておりますけれども、平成24年度予算については、前年比3.0%ほどの伸びということで見込んでおったわけですが、実績の見込みでは前年比1%程度の伸びということになりますので、その分が減額ということでございます。使用料全体で5,700万円の減額ということになります。公共と集排ではそれぞれ前年比1%の減と、それから浄化槽では0.6%の伸び、それから特環では6%ほどの伸びということで見込んでいるところでございます。

3款1項1目下水道事業費国庫補助金でございますが、先ほど市長が説明しましたけれども、平成25年度前倒し事業分ということで、2億1,060万円を追加するものでございます。

3款1項2目の浄化槽の補助金でございますが、先ほど申し上げましたが25基の予定が実績で17基ということになりましたので、446万円を減額するものでございます。

めくっていただきまして12、13ページでございます。5款1項1目一般会計繰入金でございますが、歳入歳出の調整額ということで事業別に4,880万円を減額するものでございます。

7款1項の雑入でございますが、市道及び県道の道路改良工事並びに十二沢川改修工事等に伴いまして下水道管の移設補償金ということで789万円を同額計上するものでございます。

8款1項市債でございますが、国の補正分の平成25年度前倒し分ということで追加、それから平成24年度の決算見込みによります増減分ということで、1億9,450万円を追加するものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。歳出の2款1項1目下水道施設管理費であります。950万円の減額ということでございますけれども、流域の負担金につきましては決算見込み、それから修繕料については不足見込額ということで、950万円の減額の補正でございます。

3款1項1目下水道事業費でございますが、決算見込みによる減額分9,800万円ほどと、それから国の補正予算によります平成25年度の前倒し分4億4,120万円ということで、3款1項1目下水道事業費で3億4,285万円ほどを追加するものでございます。

3款1項2目農業集落排水事業費でございますが、決算見込みによる減額ということでございます。うち1,100万円ほどは八海橋の事業でございますが、これにつきましては新潟県のほうと連動しまして平成25年度に送るということになっております。

16、17ページをお願いします。3款1項3目でございますが、浄化槽の推進事業費ということで先ほど來說明をしておりますが、実績によりまして25基から17基となりましたので、不用額を減額するものでございます。1,060万円ほどの減ということでございます。

4款1項1目元金であります。503万円ほどの減額ということで、保証金免除の繰上償還を平成24年度で予定をしておりましたが、償還総額が国のほうで指定されたために不用額となりました500万円を減額するものでございます。

戻りまして4ページをお開きください。2条の繰越明許費でございますが、特環では平成25年度の前倒し分3億8,920万円を全額未契約で平成25年度に繰り越すと、それからほかスキー場内ということで、雪が降りまして事業ができなくなった分が1,599万円ほどありま

す。合計で4億519万円を翌25年度に繰り越すものでございます。それから公共では事業費ベースで5,200万円ということで、未契約で平成25年度に繰り越すものでございます。

5ページの第3条でございますが、地方債ということで国の補正分の平成25年度の前倒し分を含めまして1億9,450万円ほどを増額するものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 15ページの公共下水道の接続促進事業補助金203万円の減額でありますけれども、3月1日の市報とともに下水のお知らせが出ました。申請の中で全部は認められたわけではないという部分もあったわけですが、この辺の事情をちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 接続補助につきましては、上限20万円というような形で補助を出すということでやっておりましたけれども、上限に達しなかった方もいらっしゃるということで少なくなっております。以上です。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっとお願いしますけれども、11ページです。使用料及び手数料のところですが、説明がありまして当初予算で3%の伸びを見込んだのを1%にしたということです。多分ここはその補正の途中経過で事業量が減していますので、そこら辺が影響しているのかと思うんですけれども、工事事業量減による減か、思ったほど加入が進まなかったのかというそこら辺のところを1点確認したいという点。

もう1点同じところで細かくて申し訳ないですが、ここで2,500万円を減額してしまうと、例えば公共下水道の使用料の平成23年度の実績を下回りますよね。それは例えば幾らかでも増えていけば使用料が増えるような気もするんですが、その原因をちょっとお願いします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 11ページの使用料の件でございますが、実績が伸びなかったということでございます。これにつきましては先ほど申し上げませんでした、水洗化の補助を平成24年からつくったわけです。そういったものによって平成23年、平成24年比が3%ぐらい伸びるだろうというふうに見込んでいたわけですが、水洗化の補助も実績で224件ということで私どもの想定よりも少なかったというようなことがございまして、平成23年度比では3%の伸びが1%程度になってしまったということでございます。

それから公共下水道の2,500万円の減ということですが、ご指摘のとおりここで2,500万円を減額しますと、平成23年度の実績よりも1%程度少なくなるというようなこととなります。以上でございます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 1%程度少なくなるわけですが、この少なくなる原因としましては、

水道の使用料も有収水量が非常に減ってきているというふうなことがございまして、節水とかそういったことで水量が非常に今下がってきているということが要因だろうというふうに思っています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 14 号議案 平成 24 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 15 号議案 平成 24 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 15 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は第 2 条の資本的収支におきまして、国補正予算によります簡易水道と施設整備費補助事業 3,500 万円を予定していることから、既決予算との差額分として収入補助金で 266 万円、支出の建設改良費で 1,224 万円を追加計上するものであります。なお、国の補正予算によります事業費 3,500 万円につきましては、全額未契約繰越として平成 25 年度で執行するものであります。

以上、資本的収支の収入予定額 6 億 1,375 万 7,000 円、支出予定額 21 億 1,555 万 1,000 円とし、収入が支出に不足する額 15 億 179 万 4,000 円に改めるものであります。

第 3 条継続費の補正は、第一次拡張事業の総額及び年割額をそれぞれ 5,735 万 7,000 円増額し、総額を 21 億 9,847 万 1,000 円に、年割額を 1 億 9,915 万 8,000 円としたいものであります。

詳細説明等は今の説明と同じでありますので省かせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 15 号議案 平成 24 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 16 号議案 平成 24 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 16 号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は収益的収入におきまして、入院患者数及び外来患者数が当初計画に達せず資金不足をきたす見込みとなったことから、医業収益を 1 億 4,880 万円減額することと合わせ、平成 25 年度の新病院事業に活用する病院事業債の借り入れ許可の必要から、平成 24 年度末における病院事業の資金不足を解消するため、医業外収益の他会計補助金に 1 億 2,880 万円を追加するものであります。収益的支出につきましては医業費用において給与費の減額 2,000 万円、材料費の追加 2,000 万円、経費の減額 2,000 万円とし全体で差額 2,000 万円を減額するものであります。

また、資本的収支のうち大和病院事業では、MR I、透析機器の購入額が確定したことから、資本的収入の企業債、資本的支出の建設改良費をそれぞれ 4,650 万円減額するものであります。

新病院事業ではエネルギー棟の建設方法が変更になったこと及び合併特例債が活用できることになったことから、資本的収入の企業債を 8 億 5,500 万円減額、繰入金を 4,520 万円追加、資本的支出の建設改良費を 8 億 980 万円減額するものであります。これによりまして収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ 38 億 3,228 万円に、資本的収支におきましては大和病院事業資本的収入の予定額を 2 億 4,330 万円に、資本的支出の予定額を 2 億 9,841 万円に、新病院事業資本的支出及び資本的収入の予定額をそれぞれ 1 億 3,520 万円に改めたいものであります。

詳細につきましては大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○大和病院事務部長 それでは 6 ページ、7 ページ実施計画の明細書をご覧いただきたいと思えます。収益的収入及び支出でございます。収入ですが今ほども市長が申しあげましたように、医業収益 1 億 4,800 万円減額をさせていただきます。これは内訳は入院と外来の患者数で、それぞれ患者数の減でございます、それぞれ記載のとおりでございます。医業外収益でございますが、資金不足を生じないようにということで、一般会計のほうから 1 億 2,880 万円繰り入れをさせていただくものでございます。

支出でございますが、医業費用で給与費を全体で 2,000 万円ですけれども、給料それから手当、賃金、法定福利費というふうにございます、これは賃金だけ追加になっております

けれども、ほかは予定していた職員、もう少し看護師が欲しかったわけですがそれでもその確保が至らなかったということで、全体で 2,000 万円の減額でございます。それから材料費でございますが、薬品費、これは高額な薬品の使用が多いということで、例えば抗がん剤ですとか抗リウマチ剤そういったものが多かったということで 2,000 万円ほど追加をさせていただいております。それから経費でございますが 2,000 万円減額をさせていただきました。修繕費、委託料につきましては 1,500 万円ずつの減額、それから賃借料が 1,000 万円ほど追加をさせていただいております。

続いて 8 ページ、9 ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出でございます。収入支出でございますが款が 2 つに、大和病院事業の資本的収入あるいは支出、もう 1 つが新病院事業の資本的収入及び支出という部分になっておりますので、款ごとの説明をさせていただきます。

まず 1 款の大和病院事業の資本的支出のほうからご覧いただきたいと思いますが、これは建設改良費の中で医療機器等の購入費を 4,530 万円減額させていただいております。これは MRI、透析、かなり高額な機器を整備・更新をさせていただきましたが、安く買えたためにこの減額をするものでございます。それから車両購入費 120 万円減額をさせていただきました。今年度の購入を見送ったということでございます。つきましては歳入をご覧くださいのですが、その部分、企業債のほうを 4,650 万円落とさせていただいております。

それから新病院事業のほうでございますが、先ほども市長のほうから説明がありましたけれども、工事請負費、これはエネルギー棟の建設を先にとということでございましたが、これの変更がございましたので 8 億 980 万円減額をさせていただくものでございます。内訳は委託料が 8 億円、980 万円が駐車場整備、これは大和病院の既存の駐車場を整備したということでございます。

それに伴います資本的収入のほうでございますが、企業債をこれは病院企業債でございますが 8 億 5,500 万円減額をさせていただいたことと、一般会計の繰入金を 4,520 万円追加させていただきました。これは合併特例債が活用できることになったためでございます。それからずっと戻っていただきまして 2 ページ目をご覧くださいと思います。第 4 条の企業債の補正でございます。補正後は限度額を 2 億 3,350 万円に改めさせていただくものでございます。

第 5 条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、職員給与費をそこにありますように 24 億 5,408 万 3,000 円にさせていただくものでございます。

それから第 6 条はたな卸資産の購入限度額これを 6 億 6,696 万 9,000 円に改めさせていただくものでございます。

それから 3 ページをご覧くださいと資金計画が出ておりますが、既決予定額は当初予算のときの額でございます。それから合計になりますと決算見込みを示しております。したがって、決算見込みに応じて補正予定額を入れさせていただきました。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず6ページ、7ページの部分で、看護師のほうが予定より少なかったということで給与費が2,000万円の減額でありますけれども、入院外来収益の部分で整形外科の先生が長期入院なさったという部分での影響ではないかなと思っておりますけれども、それにしても大変な金額であったわけです。常勤医が一人いるかいないかというだけでこれほどの差が出るのかなということを、数字として出していただきましたけれども、大変な数字だなということを実感したわけです。こうしてみると3ページにあります、毎度聞きますけれども、平成24年度中にこの一時借入金の解消というものはどうなのかなという不安も出てくるわけですが、この辺の見込みをちょっと聞かせていただきたい。

それから8ページ、9ページのほうの支出の中で、医療器械等購入費4,530万円の請差であったという部分でありますけれども、病院だよりで出ました多分新MRIですか、あの部分であろうと思います。たった1台でこれだけの請差が出るということになると、定価の何割引きだったかという部分をちょっとまた聞かせてもらえればと思います。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 後段のほうを私のほうからお答えさせていただきます。医療機器はひとつは値段があってないようなところもありまして、例えばCTとかMRIとか正式な定価といいますと9億円とか10億円するものが、1億円前後で買えるような社会でございますので、その辺は値段があってないようなところがございます。出からの年式によっても大分違いますし、私どものほうではかなり価格交渉をしておるわけでございますけれども、その方法としましては大体日本に4社、5社、外国のメーカーも含めてつくっているのがございます。性能等を比べる、あるいは医師の意見を聞くということはもちろんですが、初めから機種を決めて交渉に臨むのではなくて、いろいろな総合的に判断をしながら競わせるということがかなり安く買える方法だと思っております。

MRIについてはかなり9,000万円ぐらいで購入できたわけですが、これはほかの病院の——具体的に言いますと自治医大の先生が驚いていましたので、これだけよく安く買えたなということでお褒めをいただきました。それともう1つは透析の器械ですが、透析の器械も3社ぐらい日本の中では有力なメーカーがございまして、競って、競ってという結果、実をいいますと9,000万円ぐらいかかるのかなという形の中で予定をしておったのですが、6,000万円ぐらいで買えたということで、非常にそういう競った中での購入がよい結果をもたらしたのだというふうに考えております。以上です。

○議 長 大和病院庶務課長。

○大和病院庶務課長 一時借入金の件につきましてですが、ここの3ページのところでありますように平成24年度につきましては、先ほど市長や事務部長から説明がありましたように、整形のドクター、中心的な医師ですのでその影響が大きく現れたということがあります。一般会計からの繰入金相当程度あって相殺をしまして、5億3,000万円ということが見込

まれております。

それからこの動向ですが、新年度につきましてはこれも新年度の予算のところでも説明をさせていただくことになるかと思いますが、一般会計の繰入金、総体でその3条予算といえますか、収益的収支のほうに係る繰入金が伸びることになっております。今年度のように特殊といえますかアクシデントというものがなくて順調に運営できるとすれば、一時借入金の増減がすごく出るということはないかというふうに思っております。以上です。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお聞きしますけれども、年度の途中といえますかからドクターが1人体調不良という大変な病院運営をされていると思うんですが、その分非常勤医師で多分対応していると思います。ドクターが体調不良のために、収入も減って不足額が出たわけですが、対応している非常勤医師も何らかの中で貢献していると思うんです。その医師がちょっと体調不良のためにどのくらい、ここに1億4,800万円ぐらいの繰り入れをするのですけれども、診療科目でこのくらい減ったなどというつかみ方はできないかもしれないですが、どの程度、病院会計のほうに収入として影響しているか。ちょっと目安といえますかをわかったら教えてもらいたい。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 これは概算ということになりますが、外科系の関係ですと結構オペが伴いますのでそういったことも勘案をしてということになりますけれども、入院単価が大体4万円から4万二、三万円ぐらいになります。私どもは昨年春、整形外科医を1名確保しまして3名体制になりましたので、かなり常勤医の中でできると見込んでおりました。今回は11月の中旬から下旬にかけてその柱となる医師が病気をされたということで、それから先ほど申し上げたように、3月に復帰をしましたが、まだ本調子ではありませんので慣らし運転をやっていくということでございます。

具体的に申しますと、特に冬場でしたし、私どもが見込んでいた数よりも20人ぐらい1日入院患者をある部分では制限をした。患者さんはいたんですけれども取らざるを得なかったという状況がございます。と言いますのは入院患者さんというのは常勤の医師がいないと診られないですね。そういうことで入院が一番大きな影響があったわけです。

それからオペも実は予定していたオペを延期する、あるいはお断りをせざるを得ない状況がありました。それから外来ももちろん制限をさせてもらいまして、ですからそういった部分がみんなこう積算されて特に1億円ぐらいの、例えば入院しなかったことによって出ないものもありますけれども、そういう穴が開いてしまうという状況になったわけでございます。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 16 号議案 平成 24 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 これより特別会計及び事業会計の当初予算審議に入りますが、各予算は付託議案となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、ほかの人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第 20、第 18 号議案 平成 25 年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 18 号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成 25 年度予算は、厚生労働省から示されました予算編成上の係数及び保険給付費の伸び等を見込んで編成をいたしました。

歳入では保険税を、前年度比 88 万円減の 17 億 3,156 万円を計上いたしました。前期高齢者交付金につきましては、前年度比 4,702 万円減の 10 億 1,549 万円を計上いたしました。支払準備基金から 1 億円の繰り入れを行い、保険税の軽減に充てております。

歳出では保険給付費におきまして、前年度比 1 億 8,661 万円減の 39 億 782 万円を計上したところであります。これによりまして歳入歳出予算の総額を平成 24 年度に比べ、2 億 300 万円、率にして 3.1%減の 63 億 5,300 万円とするものであります。

なお、平成 23 年度から当初予算に計上してまいりました法定外繰入金につきましては、平成 25 年度は当初予算段階では計上しておりません。5 月の税率算定時に、前年度事業の執行状況等を再精査の上、対応を決定したいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは予算書の 285 ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

まず歳入の関係でございますが、1 款国民健康保険税であります。保険給付費等の総額から国・県支出金及び特定財源並びに支払準備基金繰り入れを 1 億円ということで、それを除いた税依存額といたしまして 17 億 3,156 万円を計上したものでございます。

次に 3 款国庫支出金でございますが、14 億 695 万円ほどでございますが、療養の給付費等に要する費用に係る国の定率負担相当額、及び財政調整交付金等に係る支出金であります。前

年度比 13 万円ほどの減額となっております。

4 款療養給付費等交付金 4 億 9,145 万円ほどであります。退職者医療に係る被用者保険等保険者からの拠出金でございます。前年度比 4,114 万円ほどの減額でございます。退職被保険者数につきましては、1,578 人と前年度より 169 人の減少ということで見込んでございます。

5 款前期高齢者交付金でございますが、10 億 1,549 万円でございます。65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費に係る財政調整制度により「社会保険診療報酬支払基金」から交付を受けるものでございます。前年度比 4,702 万円ほどの減額となっておりますが、前期高齢者の加入率が全国平均と比べて高いか低いかということで調整されるものでございますが、南魚沼市の場合は全国平均が 13.6%に比して、市の場合は 29.4%と高率になっているというふうなことでございます。

6 款県支出金 3 億 6,240 万円でございますが、県の財政調整交付金に係る県の支出金でございます。400 万円ほどの増額となっております。

7 款連合会支出金 95 万円とありますが、国保連合会からの保健事業に対する補助金が交付されるものでございます。

8 款共同事業交付金 8 億 1,602 万円ほどでございますが、高額療養給付費に対応するための財源として、一件 30 万円以上の医療費について、県単位で費用負担を調整する保険財政共同安定化事業交付金と、1 件 80 万円以上の高額医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図る高額医療費共同事業交付金というふうなことで交付されるものでございます。

10 款繰入金 4 億 7,475 万円ほどでございますが、保険税の軽減分・人件費分それから出産育児一時金・一般事務費等でございます。一般会計からの繰入金それに加えて先ほど申しました支払準備基金からの繰入金 1 億円を計上しております。

11 款繰越金につきましては、前年度繰越金として 3,000 万円を見込んだところでございます。

12 款諸収入といたしまして 2,248 万円でございますが、国保税延滞金それから交通事故第三者納付金、特定健康診査等の健診料というふうなことで予算を計上いたしております。

次に歳出でございますが、286、287 ページのほうをご覧くださいと思います。

1 款総務費 1 億 3,073 万円ほどでございますが、職員 15 名に係る給料・手当・共済費、それからレセプト点検員 2 名分、それから共同電算処理業務委託料等でございます。

2 款保険給付費 39 億 782 万円ほどでございますが、前年度比 4.6%、1 億 8,661 万円の減というふうなことでございますけれども、被保険者数が 1 万 6,750 人ということで前年度より 830 人減るといふふうなことで見込んでございます。保険給付費につきましては、平成 20 年度からの伸びを勘案しまして推計しているところでございます。

次に 3 款後期高齢者支援金等ということで、8 億 8,745 万円ほどを計上いたしました。前年度比 814 万円ほどの増額であります。後期高齢者医療保険制度の発足に伴いまして、各保険者が全体の 40%を支援金として拠出する仕組みというふうになりましたけれども、国保か

らの支援金として国から示された係数によって算出をしたものでございます。

4 款前期高齢者納付金等 50 万円でございますが、65 歳から 74 歳の前期高齢者の加入割合により財政調整を行うものでございます。

次に 6 款介護納付金 4 億 2,294 万円でございますが、40 歳から 64 歳までの者にかかる介護保険の納付金でございます。

7 款共同事業拠出金といたしまして 8 億 6,381 万円ほどを計上いたしました。高額医療費拠出金それから保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、市町村国保の拠出によって共同事業で先ほどもありましたレセプト 1 件 30 万円以上の医療費に関して、医療給付費全てを対象に県内全ての市町村で拠出して費用負担を調整するものでございます。

次に 8 款保健事業費 7,600 万円でございますけれども、これにつきましては特定健康診査事業それから医療費の通知事業、人間ドック助成事業これらを見積もっておりますし、それに加えて平成 25 年度からは、希望によって心電図それから眼底検査を実施できるようにしたというふうなことが新たな項目でございます。

11 款諸支出金 1,144 万円につきましては前年同額で、これは保険税還付金というふうなことで考えております。

12 款予備費につきましては、5,175 万円を計上したところでございます。以上で概要説明を終了させていただきます。

○議 長 質疑を行います。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 平成 25 年度の保険税についてちょっとまずお聞きします。総額が若干下がっておりますけれども、一人当たりで見れば給付で 3,469 円ほど増えて、後期これは支援金ですよね、支援金が 2,600 円ほど増えて、介護については外れる方がいますので 2,700 円の減額になっているという部分です。総額でいうと少しずつ保険税自体は一人当たり上がらざるを得ないという部分がありますけれども、毎度問題になる滞納でありますね、滞納の部分。

昨年度のあれでいけば一般証から短期証へ悪化をしていくという方が大体 200 名ぐらいいらっしゃる、それから一般証から、短期証から、資格証へとさらに悪化が 67 名ぐらいいらっしゃるということです。払う払わないというのは倫理的な問題もありますけれども、やっぱりその保険税自体が高いせいになっているのではないかなという部分もあるわけです。

ただ、収納のほうはかなり努めていらっしゃると思いますけれども、今回はこの保険税の一人当たり分が若干上がってきているという部分について、滞納の影響もかなりあるのではないかと思いますけれども、その辺のお考えをお聞きをしたいなと思っております。

あとはもう 1 点は不思議な現象といいますか、一人当たりの医者にかかる受診率が県下で一番低いと。一人当たりの医療費自体も県下で一番低いと。しかしながら、国保の保険税自体を考えると県のトップクラスになってしまうというこの部分については、なかなかわからなかった部分もありますけれども、やっぱり後期高齢者の支援金であったり、介護納付であったりこの部分の負担が、実は非常に大きいのではないかなと思っております。

そうすると国保の事業にはならないですけれども、この部分をどうやって医療費を減らしていくか、介護の給付金を減らしていくかという部分が、国保税の上昇を抑える第一の原因ではないかなというふうに思っていますけれども、そこら辺はどのようにお考えなのか2点お願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 保険税の上昇による滞納への影響というふうなことでございますが、私どももそれぞれ被保険者が大変厳しい経済状況の中で暮らしておられるということは理解させていただいているところでございます。今市長ともいろいろ相談をしておりますが、5月の税率の改定に当たってそういった状況も加味しながら、極力上昇を抑えるような形で検討をしたいということで今進めております。ぜひまた5月の段階でご相談させていただければなというふうに思っているところでございます。

それから、保険税は給付が直結するわけでございますので、それをいかに抑えるかというのは大きなテーマだというふうに思っております。それにつきましては例えば重複診療だとか、それから薬剤のジェネリックへの転換だとか、それから予防のためのいろいろな事業への参加だとかというふうな、いろいろな取り組みがあるわけでございますが、そういったことを通じながら一人一人の意識改革をするということが大きなことじゃないかと思えますし、もっと大きな部分として制度の問題があるかと思えます。

国保を被保険者のいろいろな状況をみますと、なかなか負担に耐えられないというふうな大勢の方がいるわけですので、こういったことを国全体として社会保障の見直しの中でどういうふうに財源手当をしていただけるか。これが前々からの要望でございますし、引き続きお願いをしていかなければならない部分じゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 保険税の部分について納められる余裕のある方には、もうちょっと納めていただくという部分がありますけれども、その部分の上の部分を上げられるものであれば上げるという方向も模索をしていかなければならないというふうに思いますが、平成25年度についてはそれはやっていない部分でありますよね。そういうところが実際問題可能なのかどうか。

国保の保険者数を見ても、率からいってどんどん下がっていますよね。そうするとこの率が下がっているこの人たちの部分についてだけ優遇をしていくと、なかなか市全体での理解を得るといのは大変難しくなってきたと思います。こういう方向性は取れるのかどうか、検討したかどうかちょっとお聞きします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国保税につきましては、応能と応益と基本的には半分ずつというふうなことで、私どもは今まで大体そういった形でやっているわけですが、2年ほど前の国保の運協の中の意見書として、そういった負担割合、応能応益の割合を見直す中で、極力低

所得者に対してしわ寄せがいかないようにというふうなことで意見をいただいております。平成 25 年度の税制改定ときには、それらも含めてやりたいというふうに思っておりますが、限度額自体は今年度見直しはございませんでしたので、そこにはちょっと触れられないと思いますが、その負担割合の中で検討をさせていただきたいと思っております。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この予算は支払準備金から 1 億円ということを入れてありますけれども、今まで平成 23 年度は 1 億円、それで平成 24 年度は 1 億 5,000 万円を当初予算で盛ったわけです。そしてそれは値下げのためではなく、値上げをしないためという何か条件がついていたということで、私はそこを見落として評価をした経過がございます。しかし、今、実際こうして医療費も給付が若干下がっていますよね。ということはなかなか国が求めている医療の制限それが働いてきたのか、景気がそれだけ悪いのかというような感じがしています。そうした中で収入の伸びというのは多分ないと思うんです。こういった会計でとられるということは、要するに現状維持でとられるということは、実質的には苦しくなっているということだと私は思っています。

ですから、私は今の時点で考えるならば、そう景気の浮揚あるいは所得の増は見込めないだろうということから考えれば、去年、おととしのような形で一般財源をひとつ利用して下げる方向に持っていくべきだというふうに考えます。そういう点で値上げをしないとか極力抑えたいというような言い方ですけども、これはやっぱりひとつ脱皮していただきたい。そういうふうに思いますが、所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 見解の相違ということに他ならないわけではありますが、議員は何というか常に悲観的な見方ですね。私は楽観的な見方をしながら、今年、今度は平成 25 年度になるわけですけども、所得はある意味景気回復にもなって増えていくだろうという思いはあります。それはわかりません。

ただ、平成 25 年度に法定外繰り入れ 1 億円を入れなかった理由は、平成 23 年度、平成 24 年度と 1 億円あるいは 1 億 5,000 万円計上していたわけでありまして、平成 23 年度については使用せずに済んだということです。平成 24 年度も確かそうなります。ですので、使用しなくていいお金を今上げる必要はない、計上する必要はありません。平成 25 年度の 5 月に所得の関係がはっきり出ますので、そこで保険料の収入不足とかそういう部分が見込まれれば、そして値上げをしなければならぬというような状況になれば、それは考えていかなければならないと、こういうことであります。最初からどうも見せ金みたいなことはもうやめようということで、今回は法定外繰り入れは計上しておりません。実態に合わせてやらせていただく。

ただ、これを引き下げていくという方向は、全く私は見えることではない。単年度とか景気対策で 1 年、2 年とかそれはできます。しかし、いつも申し上げますように、一度下げて今度はそれをずっと継続していかなければならないわけです。それをまたいつか上げるとい

うことになりますと、これはやっぱり国保の納税者にとってはそのほうが辛いことでありますから、そういう部分も勘案して、とにかく今は上げないで何とかやっていこうと。状況を見た中で本当に下げられる見通しが立てばそれはきちんとやっていきますが、今はまだそういう状況ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 先ほどの議論にもあったのですが、やっぱり上限を変えていかないということは、そして負担をとということになると、苦しい人たちのところをとということになると、中間層がものすごく重圧になってくるんですね。そうして今、滞納の階層がどういう方々かということは私どもはわかりませんが、そうした中で滞納が増えている中、そして重税感を持っている中で、見せ金なんていう話でなくて、本当に大変だということをやっぱり理解していただきたいです。楽観論だからというような話でみられたら、本当にじゃあ徴収している方が楽観できる状況かどうか。私は違うと思うんです。それは市長のかすかな望みであって、希望であって、私は今の現状というのはそうではないと思うのです。

ですから、私はここで当初予算にきちんと、できることなら抑えるのではなくて、下げる方向の予算計上というのは、これはやっぱり徴収官を初め、トップではなくてその組織の下でやっている方々が進言していただきたい。そうでなければ、このままいくと大変なことになりますよ。今、滞納者が本当に国保だけじゃないですよ。そういう点でひとつぜひ慎重な対応を6月までにきちんとやる、そういう形にしていきたい。

実際は1億円基金をとって、そして1億5,000万円もいらないうことになると、もう取り過ぎだということが、基金に1億円もあるんですからね、あったんですから。それを取り崩すということは1億5,000万円を無能にする……

○議 長 岡村議員、明確にお願いします。

○岡村雅夫君 引き上げるためだけということだと思いますので、ぜひ現場サイドで検討していただきたい。以上です。

○市 長 先ほどから申し上げておりますように、1年、2年期限付きで下げることは簡単です。1億円でも2億円でも入れればいいわけですから。ただ、それをやって、それがずっと長く続くはずがないわけですから、今は上昇を抑えるということに力点を置いているということをご理解いただきたいと思います。

それから、滞納もありますしいろいろありますけれども、それらはやはり一番は経済情勢です。ここが程度好転をすれば、滞納が増えるということではないと思いますけれども、これは先ほど私が申し上げましたように、平成25年度は当然今の景気の状態、雇用の状態から見れば、ある程度収入は増えていくだろうという予測をしているわけです。希望と言われれば希望ですがけれども、私はそういうふう将来的に余り悲観した見方ではないと。あなたは悲観しているということですから、考え方が違うわけですがけれども。

それから、いつも申し上げますように、下げろ、下げろとそれはわかりますが、いいですか、去年24年度は水道で福祉減免をやっていますよ。これは大体ここに該当する皆さんです

から。その前も半年でしたけれども料金を下げたりとか、いろいろな手を使ってやっているわけです。国保税だけを下げてもそれで事が済むという問題ではありません。下げればそれは皆さん喜ぶでしょうけれども、それではやはり社会を構成する中で絶対不公平が出ます。国保運営協議会の皆さんからちゃんと答申をいただいたように、5%程度の値上げはやむを得ない。市民の中の3割ですから。あとの7割の皆さんが納めたお金をどんどん使うわけですから、安易に議員のおっしゃるようにまあ1億円でも2億円でもつぎ込んで下げろなどということはできるはずがないわけであります。弱者救済についてはこの国保税ということだけではなくて、やっぱりいろいろ多方面にわたって配慮していくべきものだというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1点だけお願いいたします。一人当たりの医療費が低いにもかかわらず、保険税が県内でも高いという悩ましい実態があるわけです。部長のさっきの説明の中で、前期高齢者の加入の割合は国平均が13.6%に対して市が29.4%、倍以上の高率である。これが保険税に影響している可能性というのは、どういうふうに捉えておるのか聞かせてください。

○議 長 市民課長。

○市民課長 前期高齢者の割合についてですけど、私ども数字的に——資料がありますが、県下の中で前期高齢者の占める割合が一番低いです。そして南魚沼市全体の医療費の中で一人当たりが高いのは、やっぱり高齢になるにしたがって高くなります。そこの前期高齢者の数が低いということは、全体の医療費を下げているという状況になっています。財源的にそこの一番高い前期高齢者の医療費に対して、先ほどの前期高齢者に対する交付金が入ってくるわけですけども、前期高齢者の全体が低いものですから入ってくる金も少ないという中で、前期高齢者交付金を引いた残りの医療費を被保険者で割りますと、県下でも9位ぐらいに——医療費の一番安いじゃなくて9位ぐらいの位置に下がってくるというような状況になってきます。

そんな状況であとは国から入ってくる調整交付金だとかそういうのが、いろいろな要素で計算してくるものですから、さらにそこにそれなりの額が入ってくるのか、入ってこないのかというのは、ちょっとまだ中身を精査しないと本当にわからないところです。けれども、ひとつ前期高齢者の交付金のことを要素に入れただけで、それだけ順位が下がるという私の今手元資料ではあります。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 では、この加入率をもって市がどういうふうに手を打っていかうという段階ではまだないということでしょうか。何か工夫があったらひとつ聞かせてください。

○議 長 市民課長。

○市民課長 先ほども申し上げたとおり、明確にここに手を打てばという方策はないですけども、私どもは税が一番高いという、今まで質問もありました。平成22年度の県内の保険者の経営状況を見ますと、一番安いと言われている保険者があるわけです。そこを法定外

繰り入れを割りかえして繰り戻ししたりすると、逆にその保険者は一番高い部類に入るとい
うような、そういう私の試算の中でもあるというような状況でございます。

ですので、今市長がおっしゃいましたように、極力上げないために必要な額を基金だとか
法定外繰り入れを考えていくということなのだろうというふうに私は解釈しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま、議題となっております第 18 号議案は、社会厚生委員会に付託しま
すので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 21、第 19 号議案 平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議
題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 19 号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

平成 25 年度南魚沼市介護保険特別会計は、第 5 期介護保険事業計画の 2 年目に当たりまし
て、計画された介護基盤の整備を進めながら、増加する介護保険ニーズに対応した給付体制
の強化に努めてまいります。とりわけ、地域密着型サービスの充実に努め、身近で安心でき
る介護サービスを目指したいと思っております。

歳入では、介護給付費に対するそれぞれルールに基づく算定額のほか、介護給付費準備基
金からの繰り入れを行い、保険料の軽減に充てております。

歳出では、平成 24 年度の給付実績を踏まえまして、要介護認定者の増加など自然的増加分
に加え、平成 25 年度中に開設されます小規模特別養護老人ホーム等に係る介護給付費の増を
考慮して算定しております。

歳入歳出予算の総額を、平成 24 年度と比べまして 1 億 9,400 万円、率にして 3.4%増の 59
億 3,100 万円としたいものであります。

概要につきまして福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りませ
ようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは事項別明細の総括表のほうで説明をしたいと思いますので、331
ページをご覧ください。

歳入の 1 款保険料ですが、前年度比 2.8%増の 10 億 1,589 万円を計上しました。被保険者
数は第 5 期介護保険事業計画に基づき前年度より 403 人増の 1 万 6,282 人を見込んだこと
により増額となっております。収納率は普通徴収分を 90.0%、滞納繰越分を 20%で見込みま
した。

2 款分担金及び負担金は、認定審査会運営費の湯沢町負担分でございます。実績見込み
により前年度比 0.3%減の 604 万円を計上したところです。

3 款使用料及び手数料は、督促手数料で前年度と同額計上となっております。

4 款国庫支出金は、前年度比 3.5%増の 15 億 972 万円を計上しました。法定率により介護

給付費の25%は国の負担分となっており、このうち介護給付費国庫負担金はサービスの種別により給付費の15%または20%が交付されますが、介護給付費の伸びに連動し、前年度より3,404万円、3.5%の増額で計上しました。また、調整交付金のほうですが、国の負担25%中の5%相当額を市町村の負担能力等によって配分されるものですが、第5期計画の推定率に基づき給付費の7.85%で見込みました。地域支援事業に対する補助金は、3.0%の増額で計上しております。

5款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分として社会保険診療報酬基金から交付されるものですが、給付費の伸びに連動し前年度比3.5%増の16億5,329万円を計上しました。なお、高齢者人口の増加に伴い、第2号被保険者の人口比率が低下したことから、前年度より法定交付率が30%から29%に変更されております。

6款県支出金は前年度比3.6%増の、8億4,258万円を計上しました。介護給付費県負担金は、サービスの種別により給付費の12.5%または17.5%が交付されますが、国庫負担金と同様に介護給付費の増加に連動する形で前年度より3.7%の増で見込みました。地域支援事業に対する交付金は、国庫と同じ3.0%の増額で計上しました。

7款財産収入は、芽出しで1,000円を計上しております。

8款繰入金は、前年度比3.3%増の8億9,823万円を計上しております。介護給付費に対する一般会計繰入金は、法定率で12.5%相当額、7億546万円を計上しましたが、国・県と同じ理由で3.6%の増となっております。地域支援事業に対する繰入金は、県補助金と同じく、3.0%増の2,502万円を見込みました。人件費、事務費に対する繰入金は、給与費の減等により前年比3.7%減の1億2,339万円を計上しています。また、介護給付費準備基金からは、前年比23.7%増の4,297万円の繰り入れを見込んでおります。

9款繰越金は、芽出しで1,000円の計上でございます。

10款諸収入は、各事業の実費徴収金の増額を見込みまして、前年比10.9%増の515万円を計上しました。

332、333ページをご覧ください。

歳出のほうですが、1款総務費は職員人件費10人分、それから事務費、認定審査会運営費などの費用を計上しておりますが、人件費の減などにより前年度比3.0%減の1億2,963万円を計上しました。

2款保険給付費は、前年度比3.5%増の56億4,372万円を計上しました。総体的には、要介護認定者数の増加等に伴う自然的増加や前年度実績等を考慮して計上しましたが、第5期計画に基づく施設整備により、小規模特別養護老人ホーム1か所、小規模多機能型居宅介護2か所、特定施設これはサービス付き高齢者向け住宅でございますがこれを1か所、これが平成25年度に開設する予定ですので、これらの影響も織り込んだところでございます。なお、介護予防サービス等諸費が6.8%の減額となっておりますが、前年度実績に基づき、利用者数が安定しているものと見込み減額したところでございます。

3款地域支援事業費は、前年度比3.2%増の1億5,312万円を計上しました。団塊の世代

が高齢者年齢に到達することから、介護予防事業費の一次予防事業費に水中運動教室を新規事業として組み込んだところでございます。

4 款諸支出金は、平成 24 年度実績を考慮し計上したところでです。

5 款基金積立金は、芽出し計上でございます。

6 款予備費は前年度と同額計上でございます。

概要説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 保険料軽減ということで第一段階から第四段階までやっているわけですが、この部分について介護保険料が高いんじゃないかというような声もありました。市民の中で理解といいますか、そういうものかなという部分があったと思います。この辺はどのような話が担当のほうへ来ているのかちょっとお聞かせ願いたい。

もう 1 つは介護給付費が計画の中で伸びているわけですが、介護予防という中で今の水中エクササイズですか、これに取り組もうということで非常に費用もかかるのでありましようが、大きな取り組みであろうなと思っております。こういう部分をあわせながらですけども、やっぱり在宅介護サービスをどれだけ充実させていくかということになると、先ほどの補正予算で言いましたが、施設はつくってもそこに従事する人たちがいないために、サービスの提供ができないというような状況が出てきた。そうすると、そういう仕事に就いていらっしゃる方の給与というものはどういうものかなというところの調査をしながら、せっかく施設を整備しながらそれを使えないというような状況は、出してはならないと思います。そこら辺のお考えがあったらお聞かせ願いたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 保険料の負担のほうですが、ちょっと直接対応していないので私はわかりませんが、上がってくるクレームとしてひどい話というのは特に多分来ていないと思います。もちろん通知がいった段階で去年より高いなというそういう話はあったと思いますが、どうしても税に比べると 3 年に一遍で、金額が 3 年間固定ですので、上がり率が高かったものですから当初そういう話は来ていたと思うのですが、3 年間固定だということで今のところは理解してもらっているというふうに思っているところです。

それから、給与費等に適正云々ということですが、今報酬改定費の中で給与費として——前は補助金として給与改善費はやっていたわけですが、給与費の中の改定費の中へ今は取り込んでおります。報告とかそういう中で必ずそれを分類して計上しなければいけないようになっております。ただ、いかんせんスタート時点の給与が仕事に対して高いかと言えば、そんな極端に高いということでもございませんし、仕事によっては非常にきつい部分もあるかと思えます。これは事業者として保険給付費の中で経営をしていかなければいけませんので、私どもがほらほら上げろということまでは当然申し上げることはできないと思います。そのあたりは国の報酬改定等で改善していってもらわなければいけないのですが、そこを余り

高くすると今度は保険料のほうにはね返るといふ部分もあるということだけをご承知おきをお願いしたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 19 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 22、第 20 号議案 平成 25 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 20 号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。後期高齢者医療保険料率につきましては、新潟県後期高齢者医療広域連合において、2 年ごとに見直しが行われますけれども、平成 24、25 年度は据え置きとなっております。均等割額 3 万 5,300 円、所得割率 7.15%は、平成 20 年度から同額であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金、歳出では広域連合納付金及び人件費を含む事務費等について、広域連合から示された額をもとに編成いたしました。

なお、平成 25 年度も広域連合へ職員 1 名を派遣することとなっております。歳入歳出予算の総額を、前年度同額の 4 億 8,100 万円としたいものであります。

概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは予算書の 375 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書から説明させていただきます。まず歳入でございます。

1 款保険料 3 億 2,359 万円でございますが、南魚沼市の被保険者 9,735 人ということで、これにつきましては年々増加傾向にございますが、それを対象として保険料を算定してございます。これにつきましては保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合において算定された額の計上でございます。

3 款繰入金でございますが、1 億 5,001 万円ということで、一般会計からの繰入金でございます。低所得者に対する保険料の軽減分に充てる保険基盤安定繰入金、それから人件費 2 名分及び事務費繰入金を計上したものでございます。

5 款諸収入でございますが、727 万円これは保険料還付金及び広域連合への派遣職員 1 名の人件費等の負担分でございます。

376、377 ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

1 款総務費 2,280 万円につきましては、職員給与費を含む一般管理経費でございます。職員 2 名及び広域連合への派遣職員 1 名分が計上されてございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 5,699 万円ほどでございますが、広域連合において算定しました保険料収納分 3 億 2,359 万円、これにつきましては歳入額と同額になってお

りますし、保険基盤安定負担金分ということで1億3,329万円これは低所得者保険料の軽減分でございますが、以上を計上したものでございます。

概要説明のほうは以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第20号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第23、第21号議案 平成25年度南魚沼市城内診療所特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第21号議案につきまして提案理由を申し上げます。

診療収入の減少に伴いまして、一般会計の繰入金は前年度より16.1%増となり、厳しい状況ではありますけれども、当分の間、引き続き19床の有床診療所として、地域の皆様へ安定した医療の提供を目指し、歳入歳出予算の総額を前年比2,900万円減の4億1,700万円としたいものであります。

概要につきましては、福祉保健部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それではまた事項別明細総括表のほうで説明させていただきます。401ページをお開きください。歳入の1款診療収入でございます。前年度比13.1%減の2億9,935万円を計上しました。入院は1日当たり一般で12.5人、介護で3.5人の計16人、年間5,839人で外来のほうは1日当たり55人、年間290日で1万5,950人で見込んで計上しております。入院は常勤医1人体制により548人、外来のほうはリハビリ、往診患者数の減や前年度実績等により5,875人、それぞれ前年度より患者数が減少見込みとなったことが、大幅減額の要員でございます。

2款使用料及び手数料は往診時の自動車使用料、健康診断書等の手数料でございまして、往診件数の減などにより前年度比10.4%減の134万円を計上しております。

3款財産収入は芽出しで2項分で2,000円の計上となっております。

4款繰入金は歳入歳出の不足分に対する一般会計からの繰り入れでございますが、収入減などにより前年度比16.1%増の1億1,557万円を計上しております。

5款繰越金は芽出し計上でございます。

6款諸収入は実績等により雑入として72万円を計上したところでございます。

402ページ、403ページのほうをご覧ください。

歳出のほうですが、1款総務費は前年度比6.8%減の2億7,779万円を計上しました。正

職員 16 名のほか、非常勤医師、臨時職員の人件費と診療所の運営に必要な需用費、施設委託料等を計上しております。2,038 万円の減額は正職員 2 名、臨時職員 1 名、非常勤医師 1 名がそれぞれ昨年度に比べ減となったことが主たる要因でございます。

2 款医業費は医薬材料費や医療用機械の管理、借り上げ、購入等に係るものですが、前年度比 5.9%減の 1 億 3,720 万円を計上しております。前年度はレントゲン装置の更新等があったため、医療用機械の購入費が今年度は大きく減少しております。

3 款諸支出金は償還金繰出金等の芽出しでございます。4 款予備費は前年度と同額の 200 万円を計上したところです。

概要説明のほうは以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの市長の説明で「当分の間」というような話でしたけれども、私は提案した経過がありますが、この医師は若いわけだと思いますし、やっぱり医師がいなければできない福祉施設の併設というような形を検討した経過がありますかどうか、ひとつお聞きしておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 私が今当分の間と申し上げましたのは、ベッドを 19 床、これは基幹病院開院時に医療ベッドとして持つべきか、あるいは福祉的な部分で持つべきか、これらをこれから決定していかなければなりませんのでそういう意味で申し上げました。

高橋先生とは当然ですけれども、施設ですね、老人保健施設的な部分についても話はしております。それが実現するか否かこれは平成 25 年あるいは遅くても平成 26 年中には決定しなければならないわけですけれども、徐々に話を進めながら、城内診療所が診療所として十分機能をするとともに、地域の介護、福祉こういう関係のやっぱり拠点になっていくように努めていかなければならないと思っておりますので、そういう観点から高橋先生とは方向性は一致しているところであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 21 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 24、第 22 号議案 平成 25 年度南魚沼市下水道特別会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 22 号議案につきまして提案理由を申し上げます。本予算につきましては、前年度比 7.1%減の 52 億 9,040 万円で編成いたしました。前年度比 7.1%減は平成 24 年度の国の補正予算で平成 25 年度事業費を前倒ししたことによるものでありまして、前倒し分を含めた実質では昨年度以上の事業費を確保し、平成 27 年度面整備完了を目指して環境整備を進

めてまいります。

公共下水道整備は総合地震対策事業、基幹病院及び新市立病院の建設計画に合わせて、管渠整備あるいは既設管渠の移転移設工事等を実施させていただきます。特定環境保全公共下水道整備はこれまでの管渠整備事業を継続するとともに、上の原処理区は流域統合管渠工事費等を実施することで、年度内編入となるところであります。浄化槽市町村整備事業は、新たな5か年整備計画の初年度といたしまして、25基分の整備と強化地区の浄化槽排水臭気対策これを実施をさせていただこうと思っております。農村集落排水事業では流域統合に向けて処理施設等の財産処分申請事前協議等を行ってまいります。

また、水洗化率向上対策として昨年度から実施しております下水道接続推進補助事業と接続費用に対する無利子融資制度は継続いたしまして、水洗化による生活排水の適正処理と公共衛生環境の維持向上に努めてまいりたいと思っております。

概要につきましては企業部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 企業部長。

○企業部長 それでは22号議案であります歳入歳出の事項別明細の総括表で説明を申し上げます。

429ページをお願いいたします。歳入の1款であります分担金及び負担金ということで、分割納付分が485件と新規賦課分が40件ということで見込みまして、現年度の収納率が97%、それから滞納繰越分については非常に難しい事案が残ってきているというようなことから、収納率を10%から15%程度と見込んでおります。分担金及び負担金とも分割納付分が年々少なくなることから、総額では前年度比20.8%の減、4,854万円ということで見込んでおります。

2款使用料及び手数料でございます。決算見込みを踏まえまして前年度比0.4%増の10億2,944万円ということで見込んでおります。現年度分では収納率が99%、滞納繰越分ではそれぞれの事業別に調定見込みの25%から40%程度ということで収納率を見込んでいるところでございます。

3款国庫支出金でございますが、先ほど来から申し上げておりますけれども、事業費の減ということで前年度比20.2%減の7億1,670万円を計上いたしました。特環それから公共下水道では事業費が14億1,200万円の2分の1、浄化槽市町村整備推進事業では補助対象基本額が3,210万円ということで、補助率が3分の1を乗じた額を計上しています。

4款県支出金でございますが、農業集落排水整備事業に対します県単補助金ということで、六日町地域の農集の4処理場分で事業費の0.8%分ということで、金額を計上してございます。前年比23%減、953万円を計上いたしました。

5款繰入金でございますが、事業費に対しまして歳入で賄えない部分を一般会計からの繰入金ということでしておりますけれども、そのほとんど90%以上がルールに基づく繰り入れということになっております。また、下水道建設基金から財源不足分ということで、4,000万

円を今回繰り入れておまして、平成 25 年度末の下水道建設基金の残高は 2,000 万円ということで見込んでいます。

6 款繰越金については 5,000 円ということでした。

7 款諸収入、前年比 72.8%の増となっておりますが、十二沢川の事業による下水道管の移設補償費 1,700 万円ほどでございます。それから新市立病院事業ということで 2,700 万円ほど見込みましたので、前年比 72.8%増の 4,977 万円ということで予算を計上しているところでございます。

8 款市債でございますが、事業費の減に伴いまして前年度比 16.2%減、14 億 7,640 万円の計上でございます。

続きまして 430、431 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費でございますが、前年度比 12.2%減の 1 億 8,288 万円でございます。人件費でございますが 1 名減ということで、14 名分の人件費 1 億 1,427 万円、それから下水道施設の一般管理費及び事務費を費目別にそれぞれ計上したところでございます。前年度比 12%の減につきましては、制度融資資金の預託金の廃止と人件費の減が要因となっているところでございます。

2 款施設管理費 6 億 7,582 万円ほどの計上でございますが、六日町浄化センター流域の負担金それから農集の 11 の処理場、それから浄化槽及び下水道の管路等の維持管理費ということで計上をしておきました。前年度比 2.4%の増につきましては、不明水調査 2 年目になりますが、不明水の調査費それから五日町地内古川中継ポンプの臭気対策薬品費こういったものによるものでございます。なお、大和クリーンセンターの委託につきましては、3 年の長期契約ということで一応予定をしているところでございます。

3 款下水道事業費でございますが、事業費は公共下水道で前年比 40%減、特環で 17%減となりましたが、先ほど来申し上げていますように国の補正予算による平成 25 年度の前倒し分が 4 億 4,000 万円ほどありますので、昨年並みの事業費ということになっております。また、水洗化の接続補助の 2 年目となりますが、本年も 6,000 万円を予定しているところでございます。それから農集につきましては流域統合に向けて施設の財産処分の事前協議と申請を予定しているところでございます。

4 款公債費でございますが、26 億 5,941 万円の計上でございますが、前年比 2.5%の減ということになりましたが、公債費の元金は前年比 1.5%の減ということになっておりますけれども、昨年度計上しました補償金免除の繰上償還分を除く実質では 4.2%の増ということになっております。平成 25 年度末の下水道事業債の残高見込みは 320 億円ほどということで見込んでいます。利子につきましては繰上償還等の影響によりまして、前年度比 5.0%減で計上してございます。

5 款予備費でございますが、485 万 5,000 円を計上いたしました。

説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○議 長 10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、不明水の調査です。冬場特に大変多いということで、どこからどう調査をするのかわからないですけれども、来年の冬の予算ですから冬調査するのですが、今年の冬を経過してその調査の足掛かりというか、どういうふうにしたら不明水が判明するのかということころまではつかんでいるのでしょうか。それだけちょっとお伺いします。

○議 長 下水道課長。

○下水道課長 今年調査ということで、原因は多分融雪によるもの、消パイによるものというようなことだと思いますけれども、その部分ある一定の区域を決めまして、そのところで今流量調査をしているというような形であります。これを3月までしますので、その結果を見た中で、また、降雪のほうの雪の降り具合と合わせた中で、融雪ということがはっきりしますれば、今年その部分で一応また例えば煙をやってマンホールから出てくるとかそういう調査をしまして、一部修繕工事を行います。その結果をまた来年の冬、流量を調査するというような形で流量の調査を上げてありますので、まだ今年の分については結果は出ておりません。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま、議題となっております第22号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 議員の皆さん方をお願いいたします。本日の会議時間は、日程第26、第24号議案の委員会付託までいたしますので、あらかじめよろしくをお願いいたします。

○議 長 日程第25、第23号議案 平成25年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第23号議案につきまして提案理由を申し上げます。本予算は引き続き給水需要と給水人口の減少傾向を勘案いたしまして、業務予定量を給水人口では5万9,450人、前年比0.5%減です。年間総給水量は659万立法メートル、前年比1.5%減こういうふうに定めて編成をさせていただきました。

収益的収支につきましては収入を対前年度比5.3%減の21億500万円、支出では対前年比9.5%減の19億7,153万円を見込んだところであります。収入源は給水収益で1.8%の減、一般会計繰入金、高料金対策分等が主であります。この19.2%減が主な内容となっております。

支出減では浄水場及び配水関係の維持管理費及び事務費等で6.7%の減、減価償却費及び資産減耗費で11.9%減などが主な要因であります。

資本的収支では収入を対前年比9.2%増の6億6,733万円、支出では対前年比10.6%減、18億8,123万円を見込みまして、収入が支出に不足する額12億1,389万円は損益勘定留保

資金等で補填することとして調整をいたしました。

収入では長期財政計画に基づき本年から新たに資本平準化債 2 億 5,000 万円この借り入れを予定し、収入不足補填財源の確保に努めたいと思っております。

支出では建設改良事業計画を見直すことによりまして、前年比 27.6%減の 6 億 1,236 万円を計上し、浄水場や各配水池の設備更新事業及び老朽管更新事業等を計画的に実施するとともに、災害時対策など危機管理体制強化の一環として緊急水源の確保事業にも取り組みたいと思っております。

本予算は現在見直しを進めております改訂「水道ビジョン」に基づきまして、内部経費の削減と収入確保対策あるいは危機管理体制の強化などを主眼として編成をいたしました。

概要につきまして、水道事業管理者に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは 23 号議案について説明を申し上げます。

1 ページの第 3 条でございます。収益的収入及び支出でございます。収入でございますが、1 款水道事業収益 21 億 500 万円、前年比 5.3%減ということでございます。1 項の給水収益では平成 24 年の決算見込みの 0.9%減では、平成 24 年度の当初予算比 1.8%減の 16 億 6,686 万円と見込んでおります。また、福祉減免分につきましては件数で 500 件、金額で 750 万円程度ということで見込んでいるところでございます。また、2 項の営業外収益では、一般会計繰入金ルール分ということで、高料金対策分あるいは水源開発分、それから統合前の簡水水道分ということで計上をしてございます。なお、このうち高料金分につきましては、平成 24 年比 14.4%減、約 6,000 万円ほどの減ということで見込んだところでございます。

支出でございますが、1 款水道事業費用 19 億 7,153 万円を計上いたしました。1 項の営業費用中の浄水場や配水池などの維持管理経費及び事務費等は、昨年比 4,200 万円ほどの減ということで計上してございます。浄水機能及び配水・給水機能維持に必要な費用のみを厳選をして計上したところでございます。また、減価償却費及び資産減耗費では、前年度比 1 億 2,800 万円の減ということで計上してございます。2 項の営業外費用中の水道の企業債利息でございますが、前年比 2,900 万円の減ということで計上をしてございます。3 項及び 4 項については前年と同額で計上をしてございます。

以上、収入は前年比 5.3%減、21 億 500 万円、支出は前年度比 9.5%減、19 億 7,153 万円を計上し、差し引き 3 条の純利益を 1 億 3,347 万円として編成をしております。

2 ページをお開きください。第 4 条資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款資本的収入 6 億 6,733 万円ということで計上いたしました。企業債につきましては建設改良分に加え、新規で資本費平準化債を一応予定しているところでございまして、11.7%の増、金額で 5 億 9,350 万円ほどを計上いたしました。一般会計出資金では広域化分を除くルール分を全て計上してございます。また、条例に基づきまして、魚沼基幹病院及び新市立病院の工事の分担金等も計上をしたところでございます。

支出でございますが、1 款資本的支出 18 億 8,123 万円でございます。1 項の建設改良費では、新設及び老朽管の更新事業ということで 11 キロメートル分ということで予算を計上いたしました。また、緊急水源確保事業ということで旧町時代の既施設の調査、あるいは容量不足の配水池増設工事などを予定しておりまして、水道ビジョンに基づきまして計画を見直したところで、前年比 27.6%減ということになっております。

また、2 項の企業債償還金でございますが、前年比 0.9%の増ということになっております。なお、償還のピークにつきましては平成 27 年度ということで見込んでおりまして、28 年度以降、少しずつであります減っていくというような格好になっております。年度末の企業債の残高でございますが、130 億円程度ということで見込んでいるところでございます。

以上、収入 6 億 6,733 万円、支出 18 億 8,123 万円としまして、収入が支出に不足する額 12 億 1,389 万円は、損益勘定留保資金等で補填するということで編成をいたしました。

第 5 条企業債でございます。企業債の限度額を定めるということございまして、先ほど来説明を申し上げております資本費平準化債でございますが、理論的には 3 億 6,000 万円ほどまでが起債ができるということになっておりますが、不安定要素がございますので、年度内 25 年度中に中間決算等の状況を見ながら、必要に応じて増額補正も視野に入れているというところでございます。

3 ページでございますが、第 6 条一時借入金でございますが、今年度につきましては資本費平準化債ということを一応予定をしておりますので、一時借入金の必要は生じないものということで、今のところは想定をしておりますが、一応限度額ということで 2 億円ということとでここに定めたものでございます。

第 7 条の各項の経費の流用及び第 8 条議会議決が必要な経費の流用につきましては、それぞれここに記載のとおりということでございます。

第 9 条でございますが、たな卸し資産の購入限度額を定めるものでございます。

6 ページをお願いいたします。資金計画につきましては、本年度、平成 25 年度受入資金が 40 億 7,800 万円ということに対しまして、支払資金が 31 億 2,400 万円ということで見込んでおりまして、年度末では 9 億 5,000 万円程度の現金預金高ということで見込んでいるところでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第 23 号議案は、産業建設委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第 26、第 24 号議案 平成 25 年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第24号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成25年度病院事業会計予算は、医師の確保と経営の健全化に努め、市民の皆様に安定した医療を提供することを目標に編成をいたしました。また、本年度は新病院事業が本格的に始まることから、その予算を資本的収支に計上をしております。収益的収支では収入で医業収益と介護保険収益の合計を34億9,542万円に、支出で医業費用を38億8,506万円とし、医業外収益、医業外費用等を加えた歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億1,857万円としたいものであります。

資本的収支では、大和病院事業関連で医療機器等の購入及び企業債償還金によります支出を1億251万円と見積もり、収入では一般会計からの繰入金4,652万円を計上し、不足する額5,599万円を過年度分損益勘定留保資金等で補填することといたしました。

また、新病院事業関連では支出におきまして建設工事費8億7,500万円を計上し、収入では企業債ほか他会計、これは一般会計でありますけれども、これは繰入金、県補助金を合わせて支出と同額の8億7,500万円を計上しております。

概要につきまして大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは概要の説明を申し上げます。1ページをご覧ください。第1条は総則でございます。第2条業務の予定量、記載のとおりでございます。外来の日がちが平成25年度は284日、今年度よりも2日間長い日程になります。それから第3条は収益的収入及び支出でございます。収入のほうでございますが、大和病院事業収益全体で39億1,857万円でございます。前年度比101.9%でございます。そのうち第1項の医業収益でございますが、34億4,325万円でございます。前年度比99.7%でございます。主なものを申し上げますと、6ページに記載がございますが、入院収益で18億6,886万円、前年度比99.5%でございます。外来収益で12億640万円、前年度比99.3%でございます。その他医業収益、これは健康診断ですとかドッグでございますが、3億6,799万円でございます。前年度比102%でございます。

それから戻っていただきまして医業外収益でございますが、4億2,314万5,000円で、前年度比124.9%でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

それから支出でございますが、大和病院事業費用としまして収益と同額の39億1,857万円でございます。医業費用でございますが38億8,505万円でございます。前年度比101.9%でございます。主なものを申し上げますと、医業費用のうち給与費が25億4,394万円、前年度比102.8%でございます。今まで平成24年度は226人の職員で見込んでおりましたが、新病院の建設の準備のため、あるいは職員の新陳代謝等々を考慮しまして、6人多い232人を見積もりをさせていただきました。

それから材料費でございますが、6億3,450万円、前年度比101.1%でございます。経費5億8,376万円ということで、前年度比93.0%となっております。

戻っていただきまして第4条が資本的収入及び支出でございます。大和病院の資本的収入

でございますが、4,651万円ということでございます。新病院事業の資本的収入でございますが、8億7,500万円ということになっておりまして、前年度に比べますと7億8,000万円ほど伸びております。

支出でございますが、大和病院の事業の資本的支出は1億250万円になってございます。新病院の資本的支出でございますが、8億7,500万円でございます。これも昨年と比べまして7億8,000万円ほど伸びております。

第5条は継続費でございます。新病院の事業の資本的支出で建設改良費ということでございますが、総額を33億円と定めまして平成25年度、平成26年度それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

第6条が企業債でございます。記載のとおりでございます。建設改良費としまして新病院事業の事業債として2億3,250万円ということでございます。

第7条が一時借入金、前年度同額の7億円でございます。

第8条が議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで、そちらに記載がありますが職員給与費25億4,385万円、公債費は昨年と同額の100万円でございます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。たな卸資産の購入限度額、第9条でございますが、6億5,760万円でございます。

それから次の5ページをお願いしますが、予算に関する説明書、予算の実施計画それから資金計画、給与費の明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、それから平成24年度の病院事業の予定損益計算書、それから平成24年度の病院事業予定貸借対照表、平成25年度の病院事業の予定貸借対照表、それぞれ記載のとおりでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 毎度聞いていることで申し訳ないですけども、医業収益が34億4,000万円に対して医業費用は38億円ちょっとですが、給与費が25億円ということで大変な率という部分がありますよね。多分病床の利用率アップというのがカギだろうと思っておりますけれども、平成22年度の84.9%を境に若干下がりがつとありました。職員の中でも常勤医の確保であったり、病床利用率のアップという部分が収益を好転させるであろうというふうに思いますけれども、当初予算を見る限りでいけば非常に厳しい部分があるなと思っております。この病床率、利用率あるいは常勤医の確保についての見通しをお聞かせ願いたい。

それから建設改良資金でありますけれども、8億7,500万円ですが、市立病院群として非常に使い勝手のよい新病院これを目指してやっているわけです。全職員の意思統一は当然図られているものだと思いますけれども、そこら辺のところをお聞かせ願えればなと思っております。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 医師の確保につきましては、4月から1名内科の常勤医が決まって

おります。それからあといろいろやっておりますが、自治医科大学ですとか、あるいは北里大学ですとかそういったところ、内科を主体にしております。派遣という格好になるわけですが、その派遣のラインをもうちょっと増やしていただきたいということで今鋭意交渉をしております。

それから人件費が多いことですが、ちょうど今年齢構成を見ていますと、非常に40代、50代の職員が多ございますので、かなりそういう部分では人件費がかさばっております。5年、10年しますとそういう部分が定年を迎えたりして新陳代謝をしていくわけですので、その辺が人件費の比率が下がるのかなと思っておりますが、いずれにしてもその辺も含めてまたいろいろ検討を加えていきたいと思っております。

それから病床の利用率ですが、病床の利用率というのは、先ほど申し上げましたが常勤医を確保できなければなかなか上がりませんので、今はちょっと整形外科がピンチのような状態です。そうしますと内科ですとかそういった部分で工夫をして入院のベッドを有効に使っていききたいという検討をしております。

それから2点目の新病院のことですが、もちろんいろいろ皆さんからご協力をいただきまして鋭意医師を中心に検討しております。そういった中でなかなか今まで方向が、これがいいのか、これがいいのかみたいな形で動いておりましたが、ほぼいろいろな意見が出てきましたので、ある程度の意見の集約をみましたら、当然これは職員にもきちんとやっぱり説明をしたり、職員の意見を聞いたりしないと、またモチベーションも上がらない部分もありますので、いい病院建設ができるように医師も含めて職員一丸となって対応してまいりたいと思っておりますので、またご支援のほどよろしく申し上げます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第24号議案は、社会厚生委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。次の本会議は3月11日午前9時30分当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでございました。

〔午後5時09分〕